

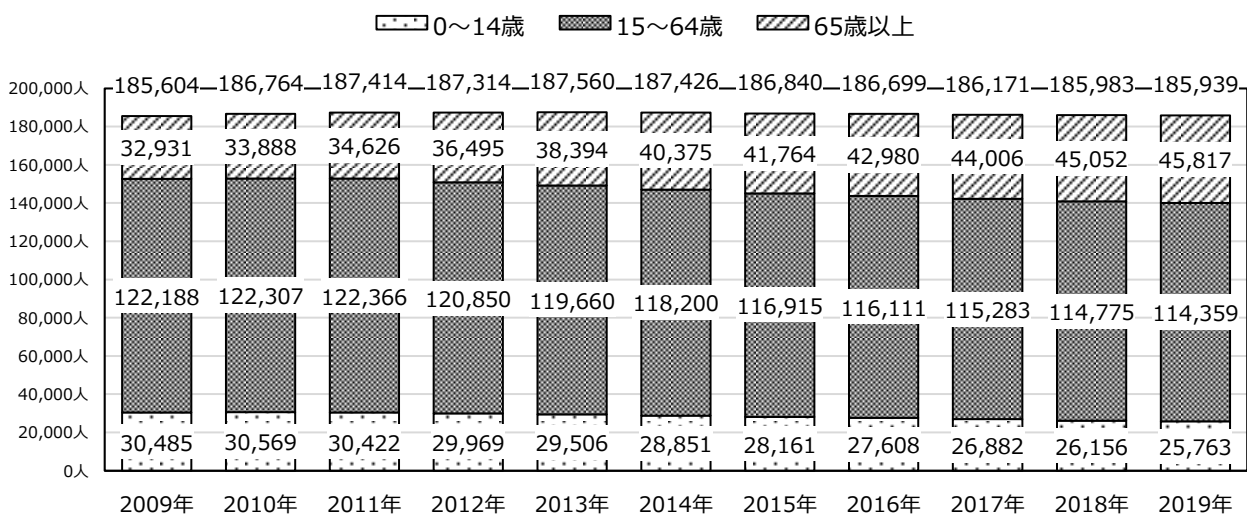
和泉市の現状と人口推計

①和泉市の現状

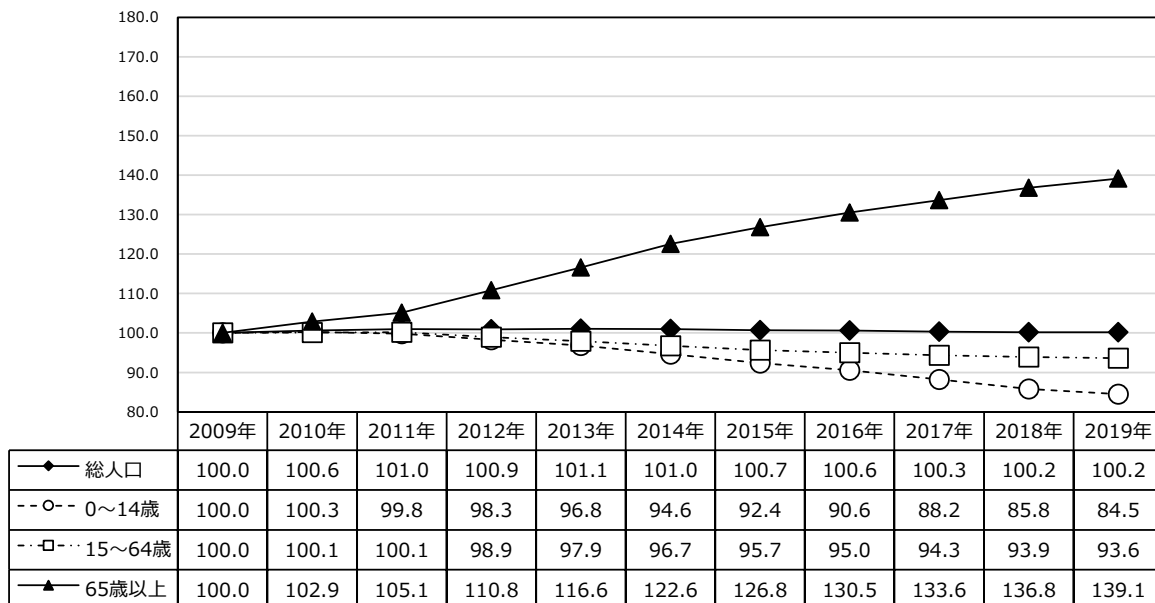
1. 人口

- 総人口は 2013 年をピークに緩やかに減少傾向にあり、2019 年で 185,939 人。
 ○65 歳以上高齢者は年々増加しており、2019 年（令和元年）で 45,817 人。2009 年を 100.0 とした人口指数をみると、65 歳以上高齢者は 2019 年で 139.1 と、この 10 年で 1.4 倍程度増加。

年齢 3 区分別人口の推移



2009 年を 100.0 とした年齢 3 区分別人口指数



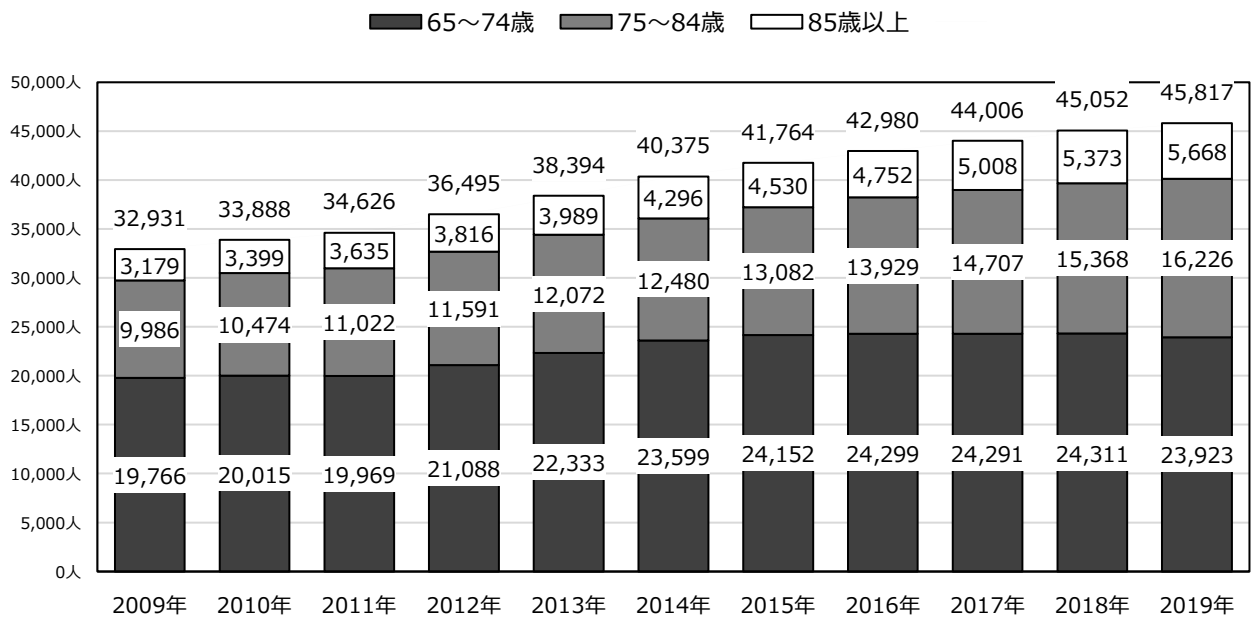
資料：住民基本台帳（各年 9 月末現在）

※2011 年以前は住民基本台帳及び外国人登録人口

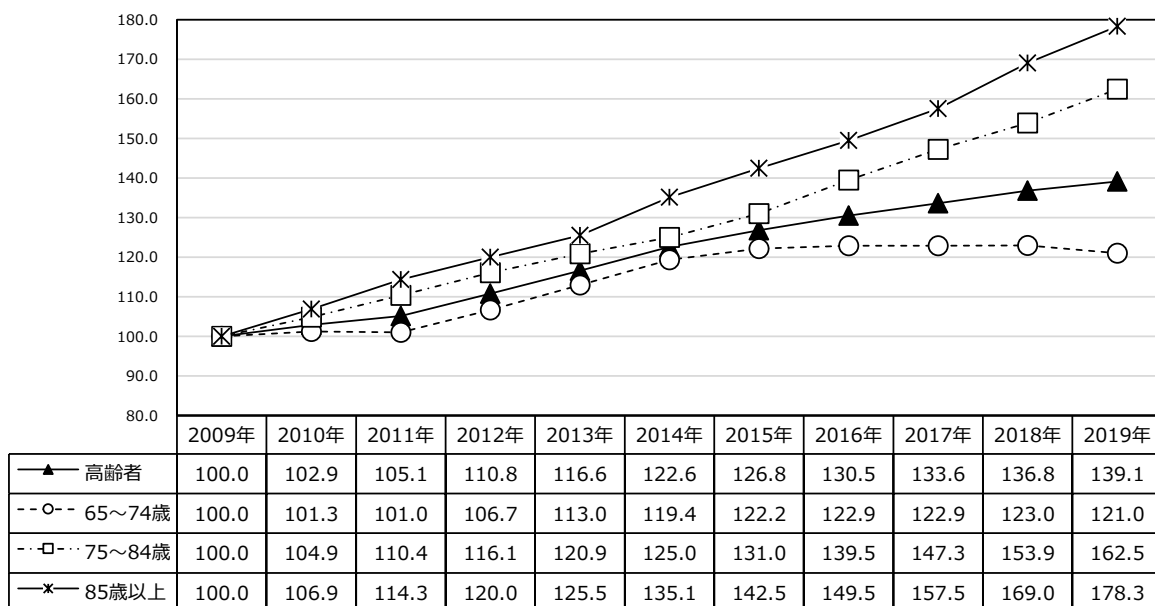
○高齢者人口を年齢別にみると、どの区分も増加しており、2019年で65～74歳（前期高齢者）は23,923人、75～84歳は16,226人、85歳以上は5,668人。年々75歳以上の後期高齢者の占める割合が増加（構成比：前期高齢者52.2%、後期高齢者47.8%）。

○2009年を100.0とした人口指数をみると、75歳以上高齢者の増加が著しく、2019年で75～84歳は162.5、85歳以上は178.3。

高齢者人口の推移



2009年を100.0とした高齢者人口指数

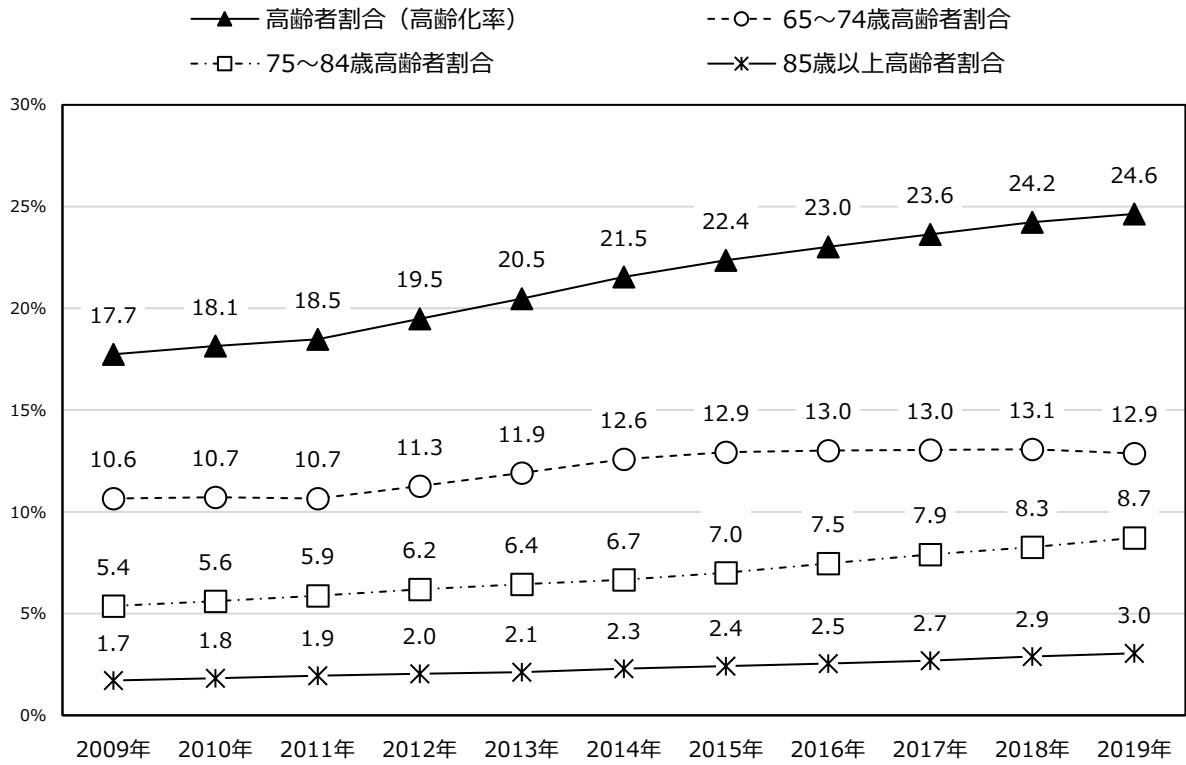


資料：住民基本台帳（各年9月末現在）

※2011年以前は住民基本台帳及び外国人登録人口

- 高齢者割合（高齢化率）は年々増加しており、2019年で24.6%。
- 65～74歳高齢者割合は2015年以降、横ばい傾向。
- 75～84歳高齢者割合、85歳以上高齢者割合は年々増加。

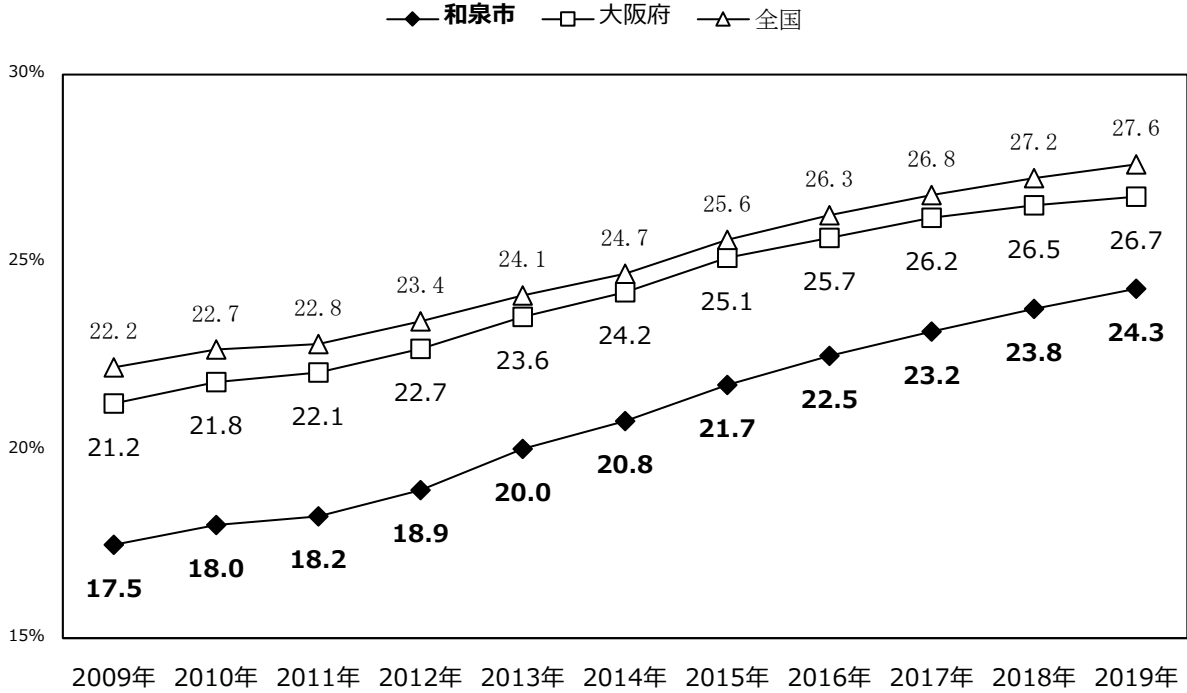
高齢者割合の推移



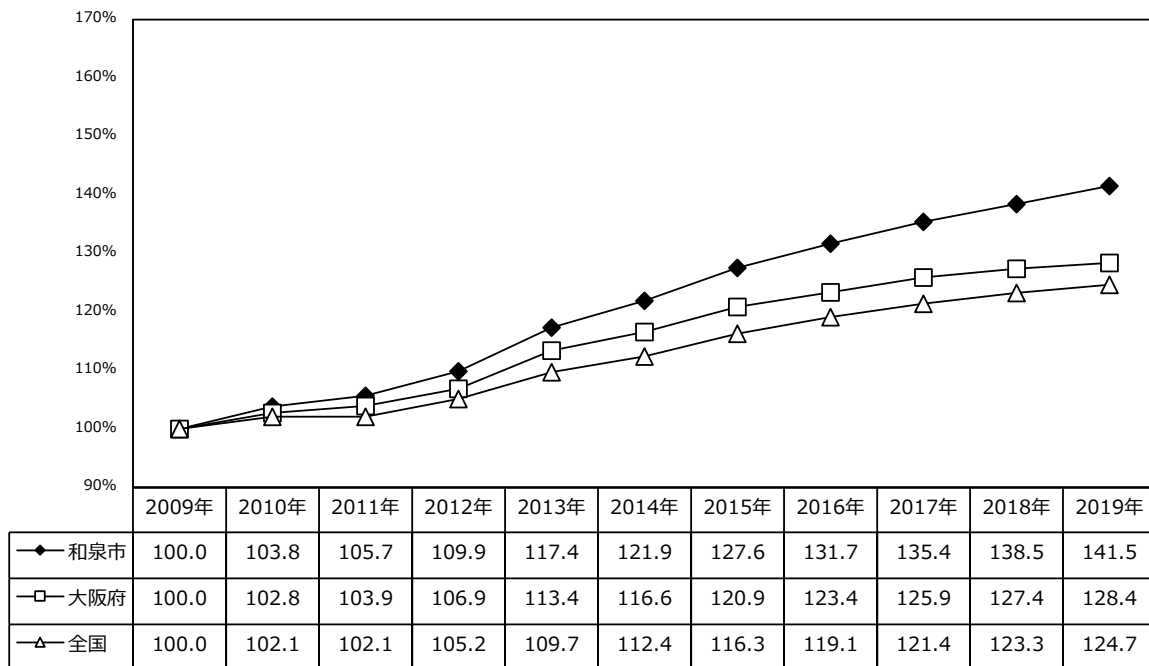
資料：住民基本台帳（各年9月末現在）
 ※2011年以前は住民基本台帳及び外国人登録人口

- 高齢者割合（高齢化率）は、全国・大阪府より低い。
- 2009年を100.0とした高齢者人口指数は全国・大阪府よりも高い。
- 高齢者割合（高齢化率）は全国・大阪府より低いものの、高齢化の速度は全国・大阪府より早い。

高齢者割合（高齢化率）の推移【全国・大阪府との比較】



2009年を100.0とした高齢者人口指数【全国・大阪府との比較】

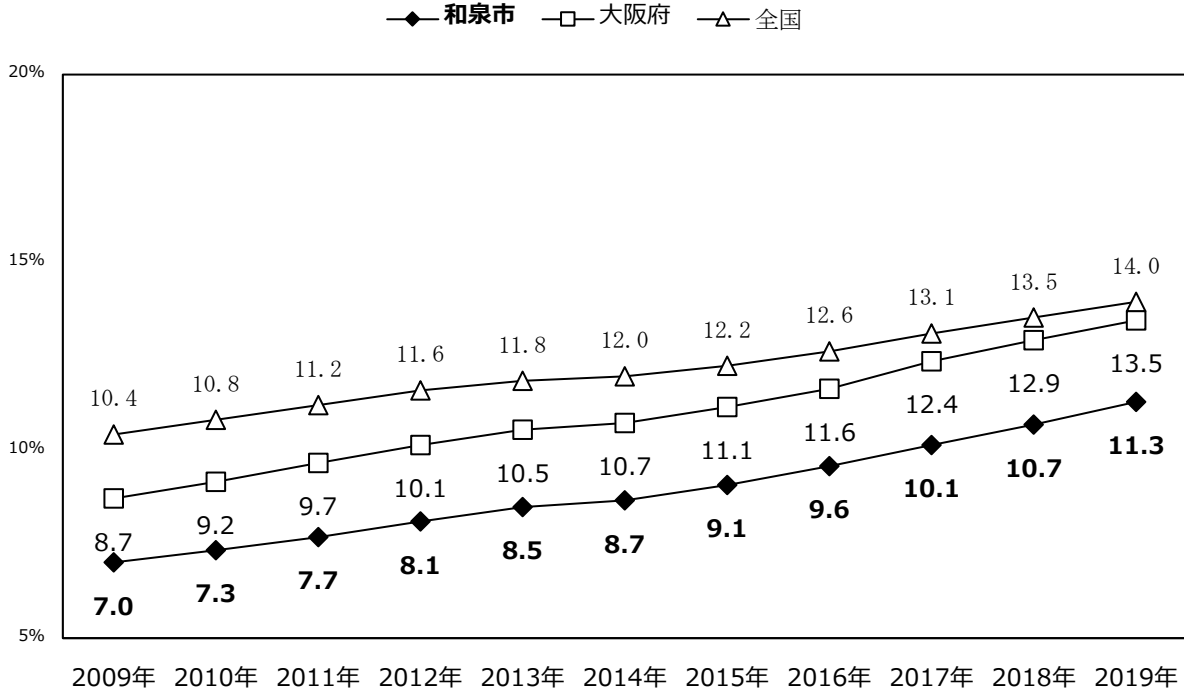


資料：総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」
 ※2013年までは3月31日現在、2014年以降は1月1日現在

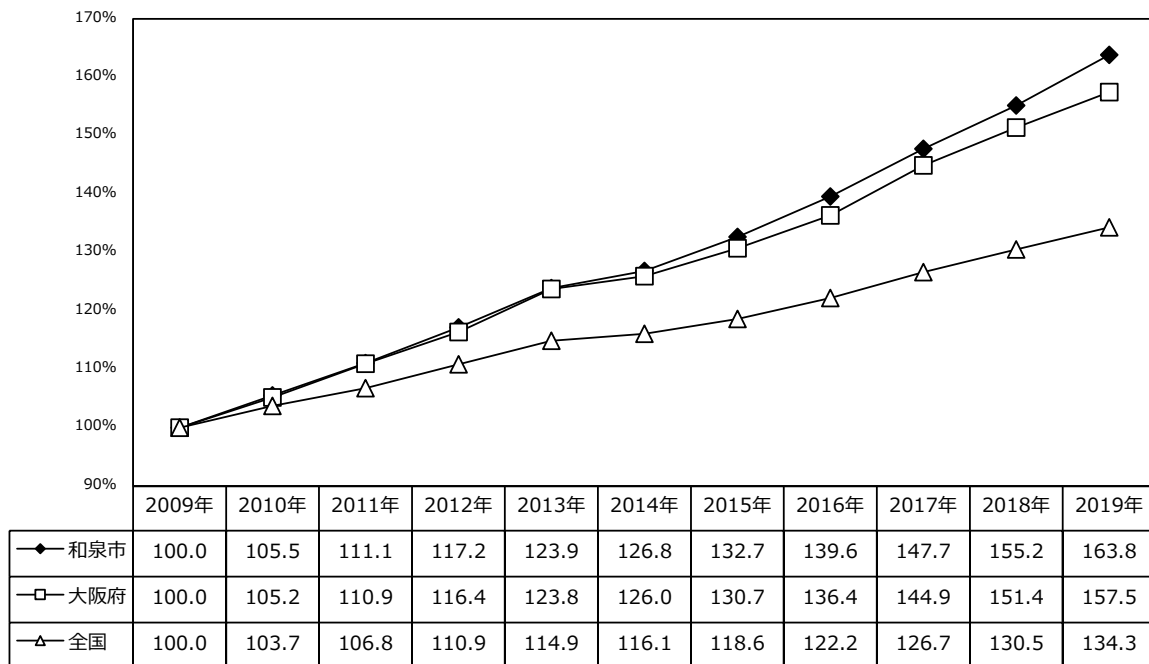
○75歳以上高齢者割合（後期高齢化率）は、全国・大阪府より低い。

○2009年を100.0とした後期高齢者人口指数は全国・大阪府よりも高い。2013年まで本市と大阪府はほぼ同じ傾向で増加しているが、2014年以降は大阪府より早い速度で後期高齢者が増えている。

75歳以上高齢者割合（後期高齢化率）の推移【全国・大阪府との比較】



2009年を100.0とした後期高齢者人口指数【全国・大阪府との比較】



資料：総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」

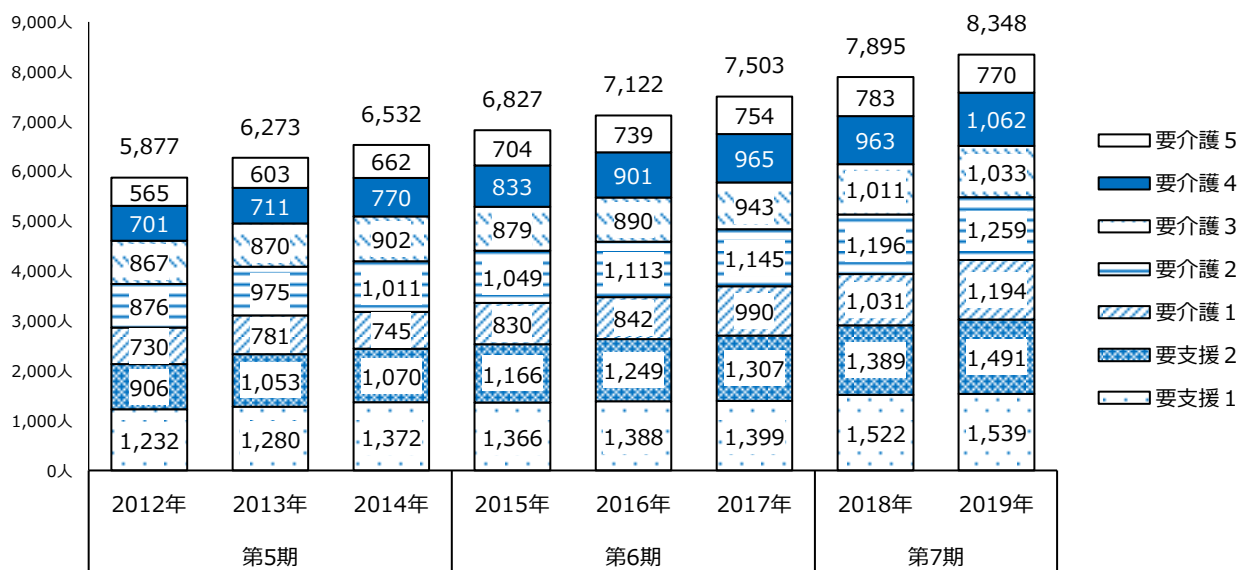
※2013年までは3月31日現在、2014年以降は1月1日現在

2. 要支援・要介護認定者の状況

(1) 要支援・要介護認定者の状況

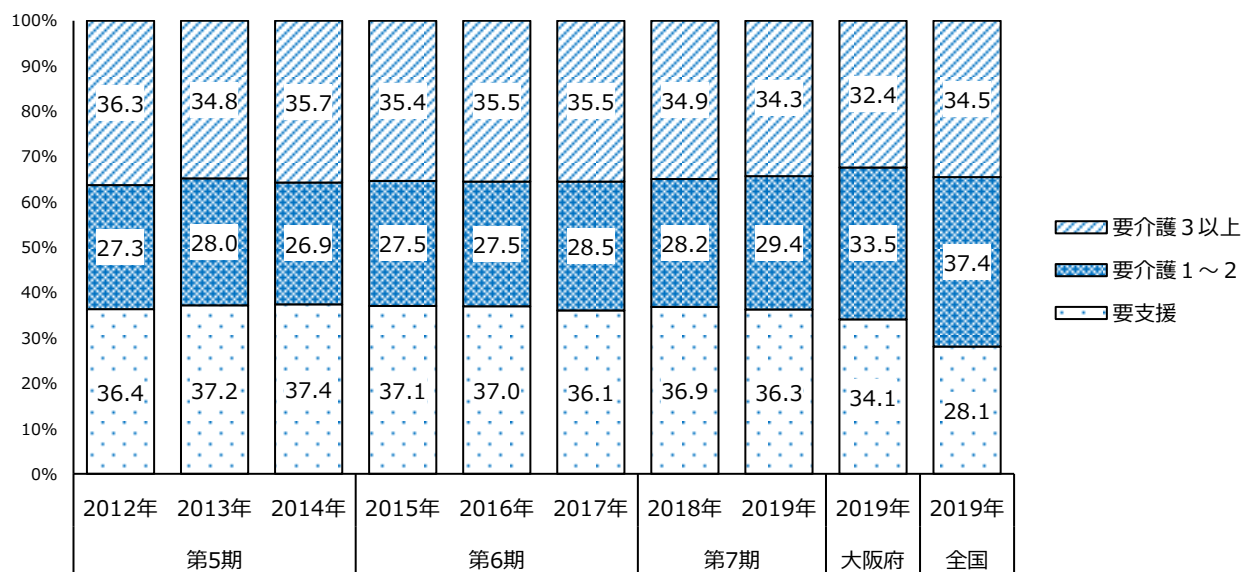
- 要支援・要介護認定者は年々増加しており、2019年で8,348人。
- 要支援・要介護認定者の構成割合は、要支援者が最も多く、全国・大阪府よりも多い。
- 要介護3以上の中重度者の占める割合は年々減少傾向。

要支援・要介護認定者数の推移



資料：介護保険状況報告（各年9月月報）
 ※上記の数字には第2号被保険者を含みます。

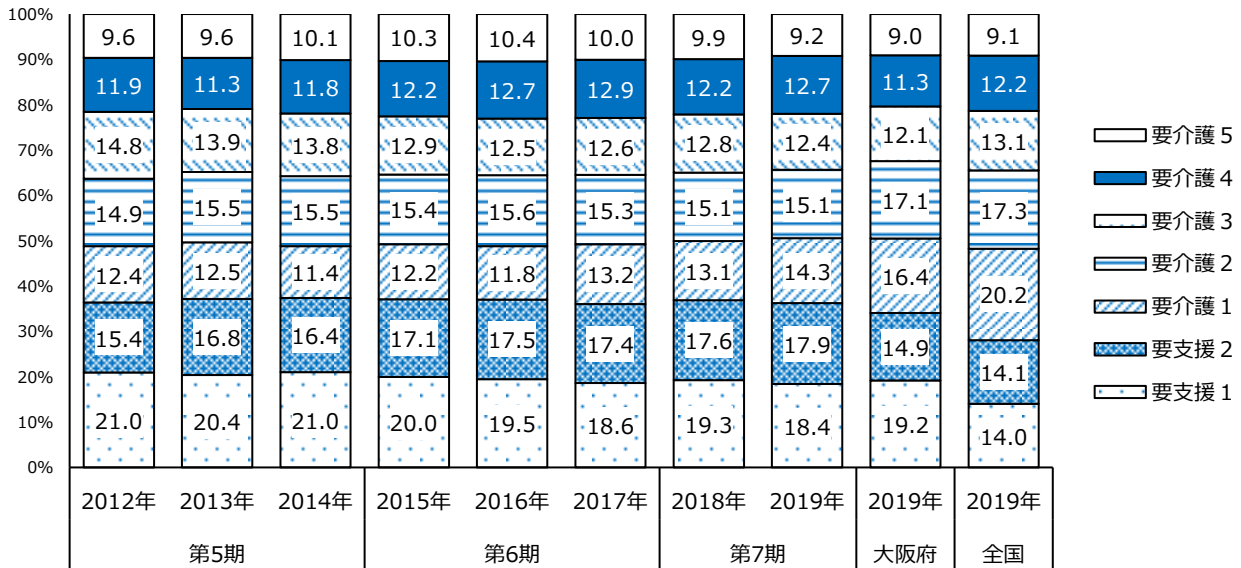
要支援・要介護認定者構成割合（区分別）の推移



資料：介護保険状況報告（各年9月月報）
 ※上記の数字には第2号被保険者を含みます。

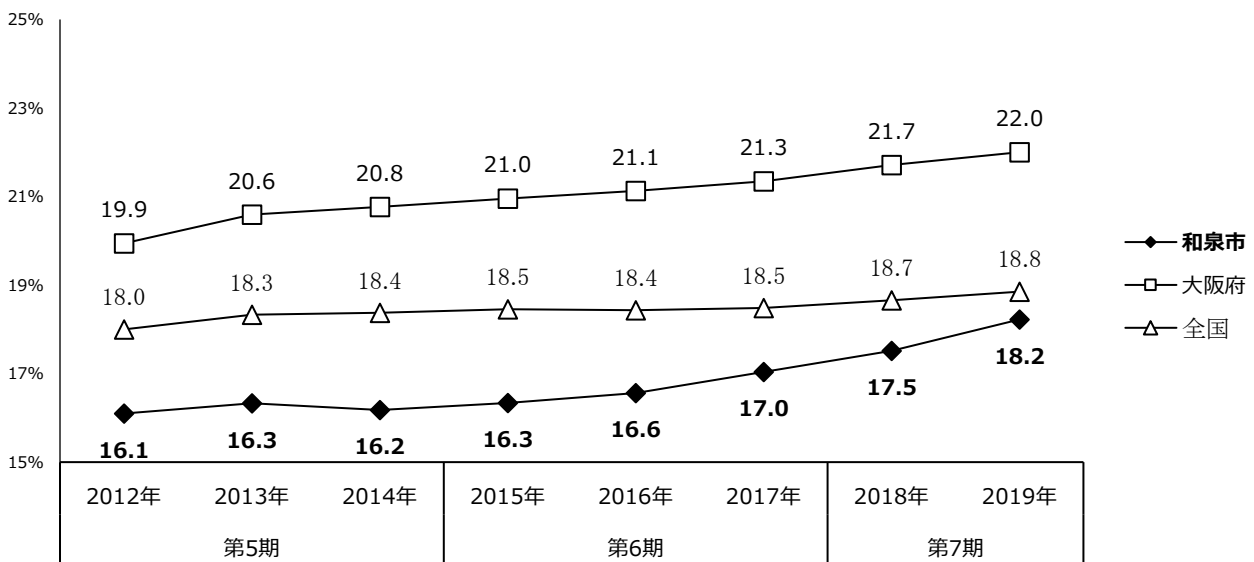
- 構成割合を要支援・要介護度別にみると、2019年は要支援1が最も多く（18.4%）、次いで要支援2（17.9%）、要介護2（15.1%）と続いている。
- 全国や大阪府と比べて、要介護1・要介護2の認定者が少ない。
- 要支援・要介護認定率（第2号を含む）は2014年以降年々増加しており、2019年で18.2%。
- 全国や大阪府と比べて、要支援・要介護認定率は低い。

要支援・要介護認定者構成割合（区分別）の推移



資料：介護保険状況報告（各年9月月報）
 ※上記の数字には第2号被保険者を含みます。

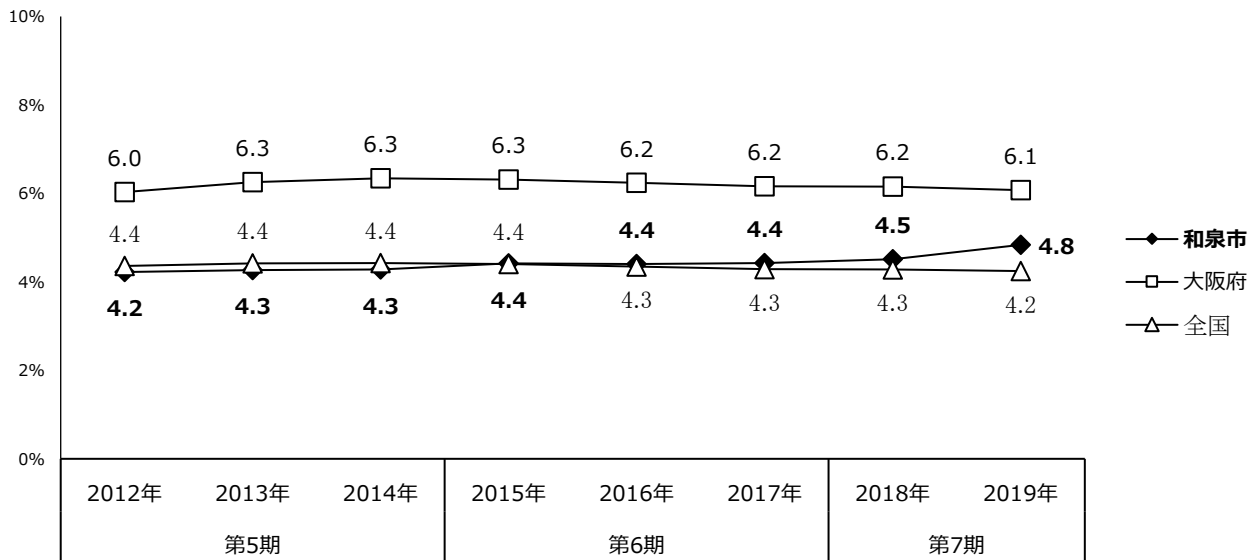
要支援・要介護認定率（第2号を含む）の推移



資料：介護保険状況報告（各年9月月報）
 ※上記の数字には第2号被保険者を含みます。

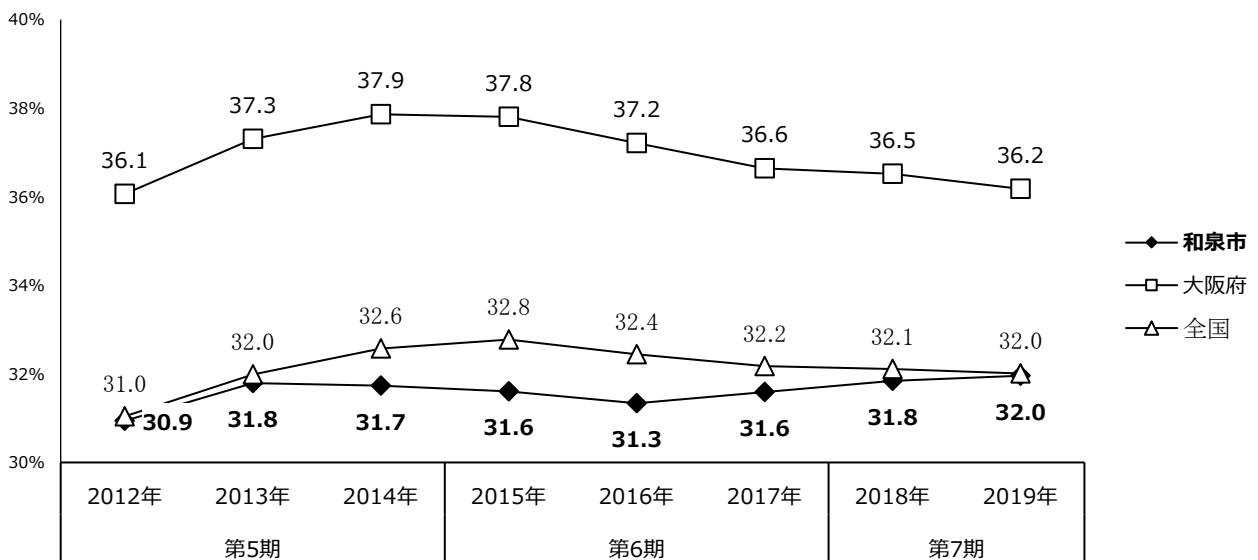
- 前期高齢者の要支援・要介護認定率は年々増加しており、2019年で4.8%。大阪府より前期高齢者の認定率は低く、全国とほぼ同じ認定率。
- 後期高齢者の要支援・要介護認定率は、2019年で32.0%と、大阪府より低く、全国と同じ認定率。
- 本市は2016年以降緩やかに増加しているが、全国・大阪府は近年減少傾向。
- 年齢別（10歳刻み）の要支援・要介護認定率は、どの年代も全国より高く、大阪府より低い。

前期高齢者の要支援・要介護認定率の推移



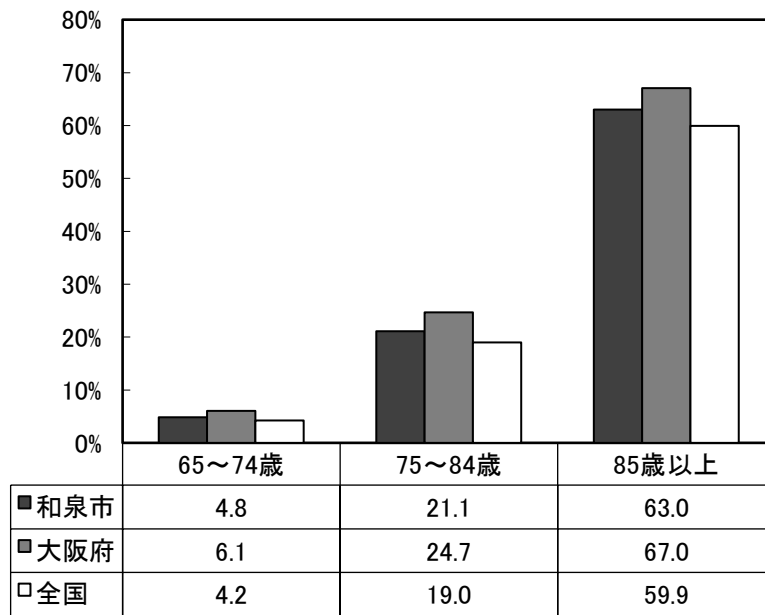
資料：介護保険状況報告（各年9月月報）

後期高齢者の要支援・要介護認定率の推移



資料：介護保険状況報告（各年9月月報）

年齢別要支援・要介護認定率（2019年）

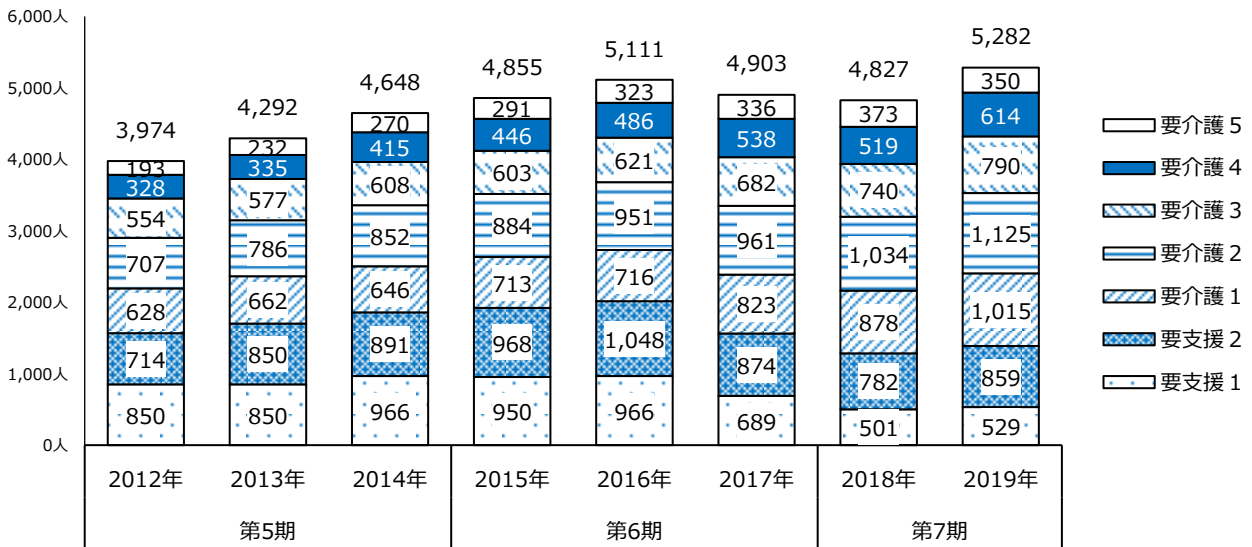


資料：介護保険状況報告（2019年9月月報）

(2) 居宅サービス受給者の状況

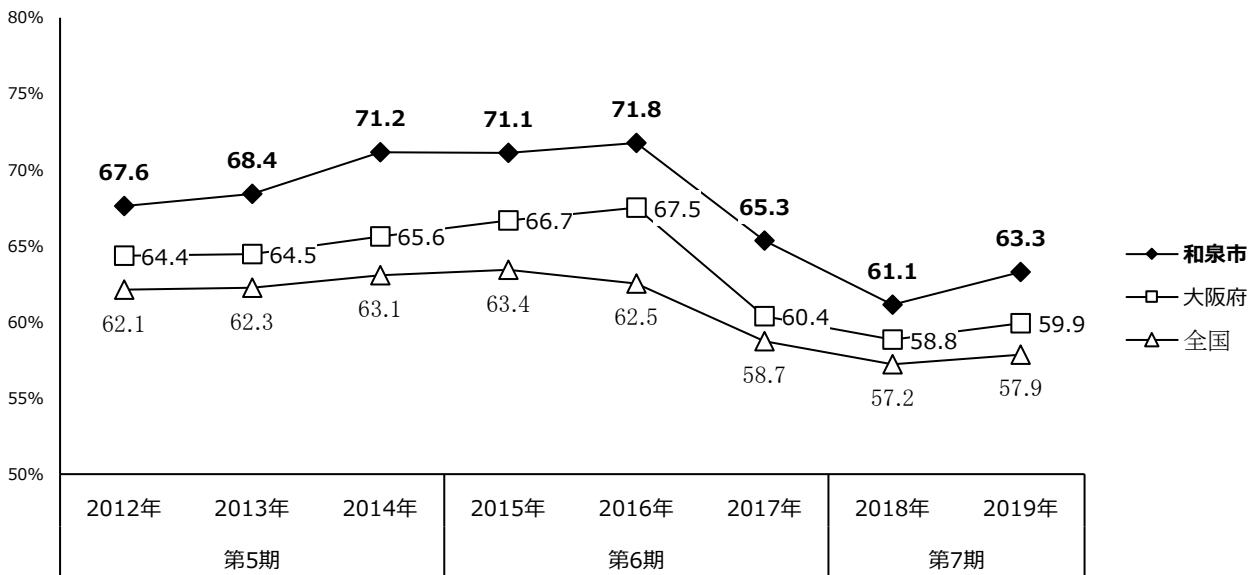
- 居宅サービスの受給者は2019年で5,282人。要介護認定者の受給者は年々増加。(※2017年4月から要支援者の介護予防訪問介護・介護予防通所介護が介護予防・日常生活支援総合事業に移行したため、2017年以降は一時的に居宅サービス受給者が減少。)
- 居宅サービス受給率は2019年で63.3%と、全国・大阪府より受給率が高い。
- 要支援・要介護度別の居宅サービス受給率(2019年)は、要介護5を除き、すべての要支援・要介護度で全国・大阪府より受給率が高い。

居宅サービス受給者の推移



資料：介護保険状況報告（各年11月月報【9月利用分】）

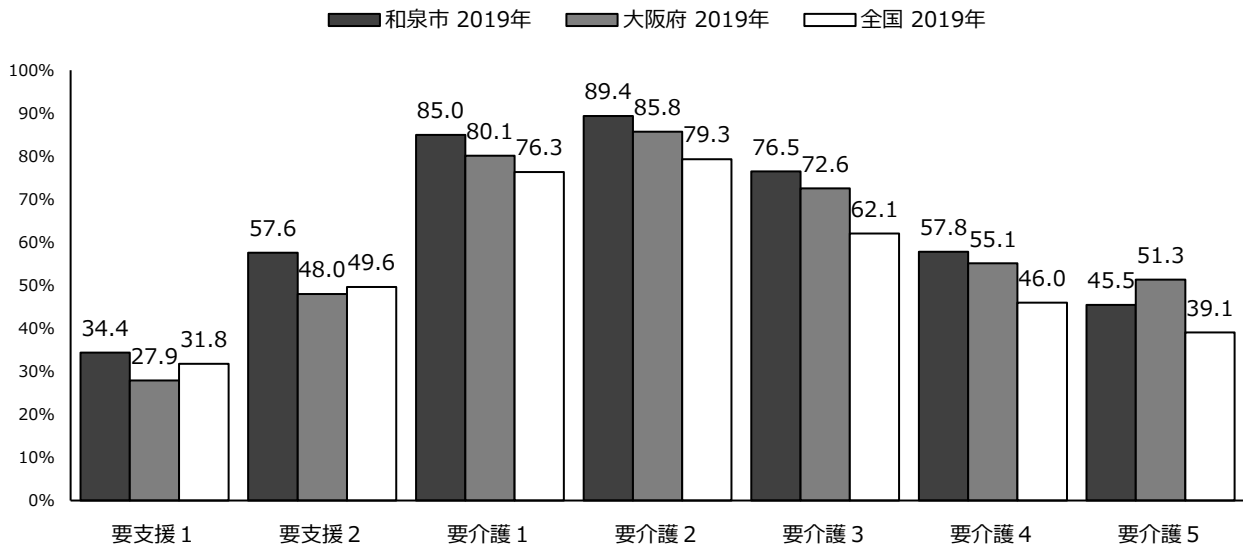
居宅サービス受給率の推移



資料：介護保険状況報告（各年11月月報【9月利用分】）

※居宅サービス受給率は、居宅サービス受給者数を要支援・要介護認定者数で割ったもの

要支援・要介護度別居宅サービス受給率（2019年）



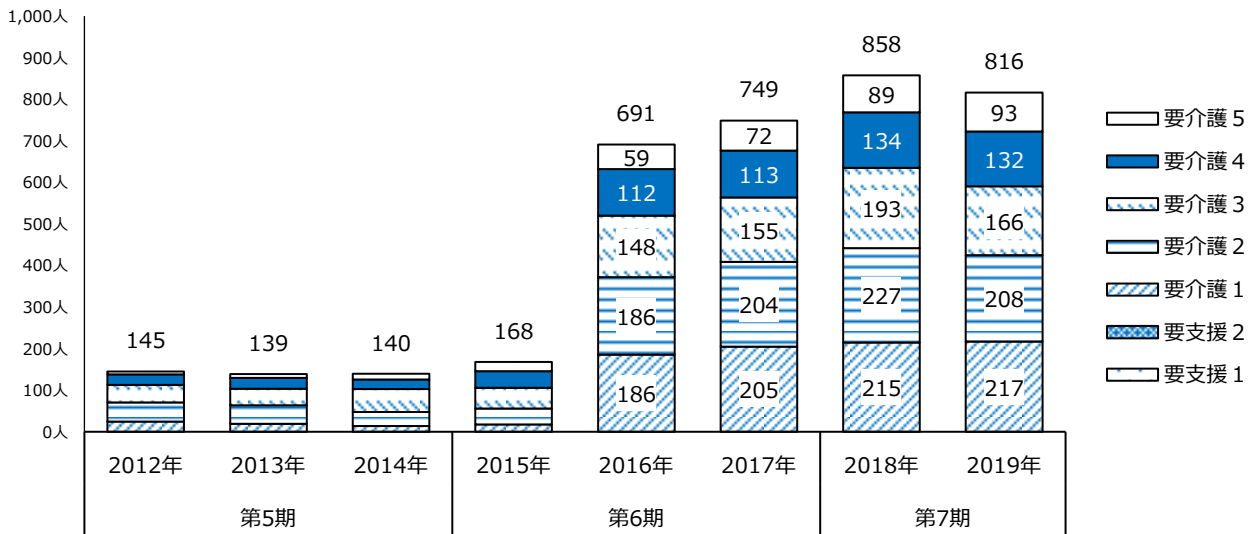
資料：介護保険状況報告（2019年11月月報【9月利用分】）

※居宅サービス受給率は、居宅サービス受給者数を要支援・要介護認定者数で割ったもの

(3) 地域密着型サービス受給者の状況

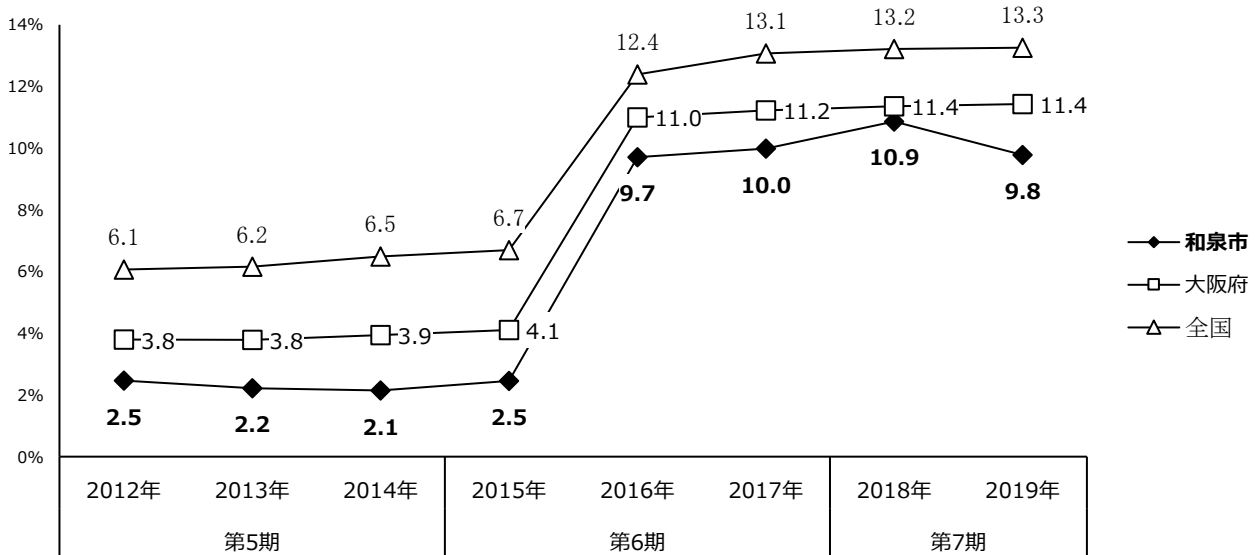
- 地域密着型サービスの受給者は2018年から2019年にかけて減少するものの増加傾向にあり、2019年で816人。
- 地域密着型サービスの受給率は2019年で9.8%となっており、各年ともに全国・大阪府より受給率が低くなっている。
- 要支援・要介護度別地域密着型サービス受給率（2019年）は、すべての介護度において全国・大阪府より受給率が低い。

地域密着型サービス受給者の推移



資料：介護保険状況報告（各年11月月報【9月利用分】）

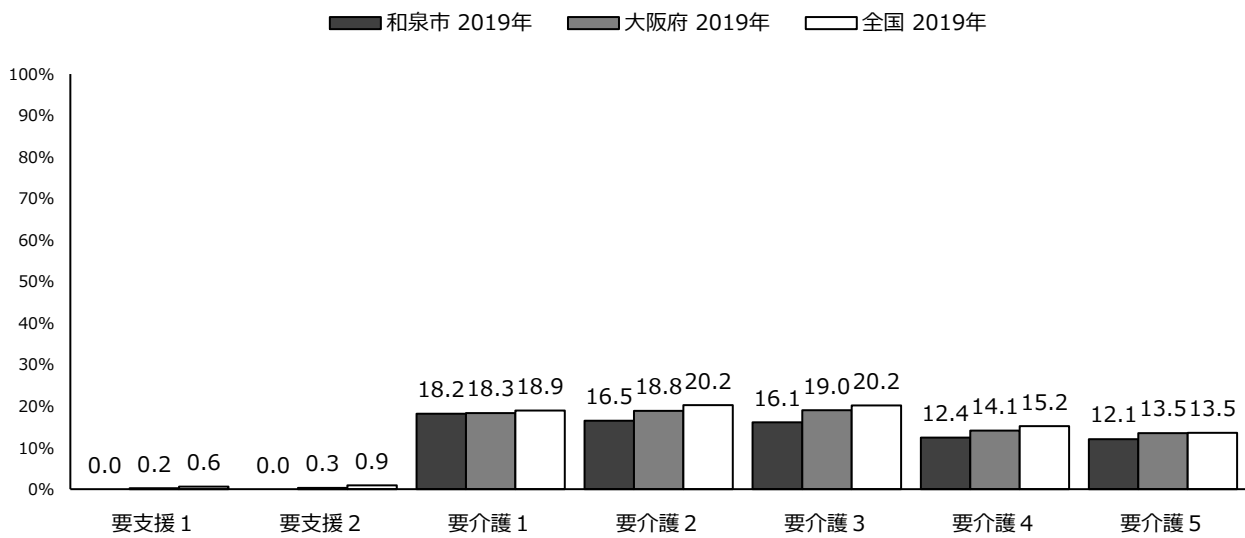
地域密着型サービス受給率の推移



資料：介護保険状況報告（各年11月月報【9月利用分】）

※地域密着型サービス受給率は、地域密着型サービス受給者数を要支援・要介護認定者数で割ったもの

要支援・要介護度別地域密着型サービス受給率（2019年）



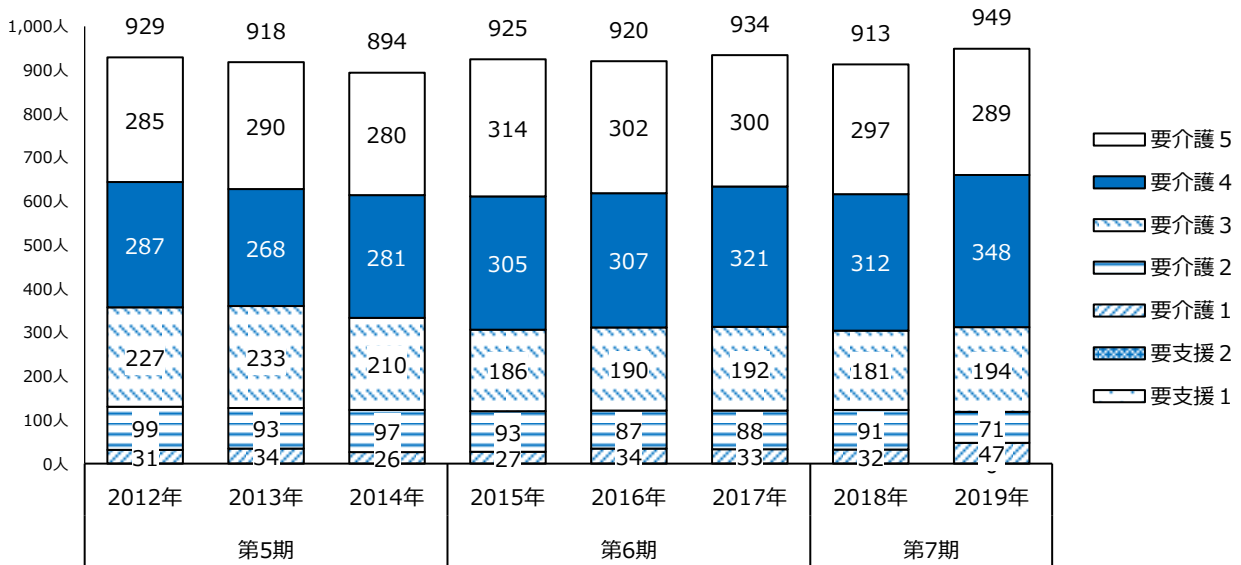
資料：介護保険状況報告（2019年11月月報【9月利用分】）

※地域密着型サービス受給率は、地域密着型サービス受給者数を要支援・要介護認定者数で割ったもの

(4) 施設サービス受給者の状況

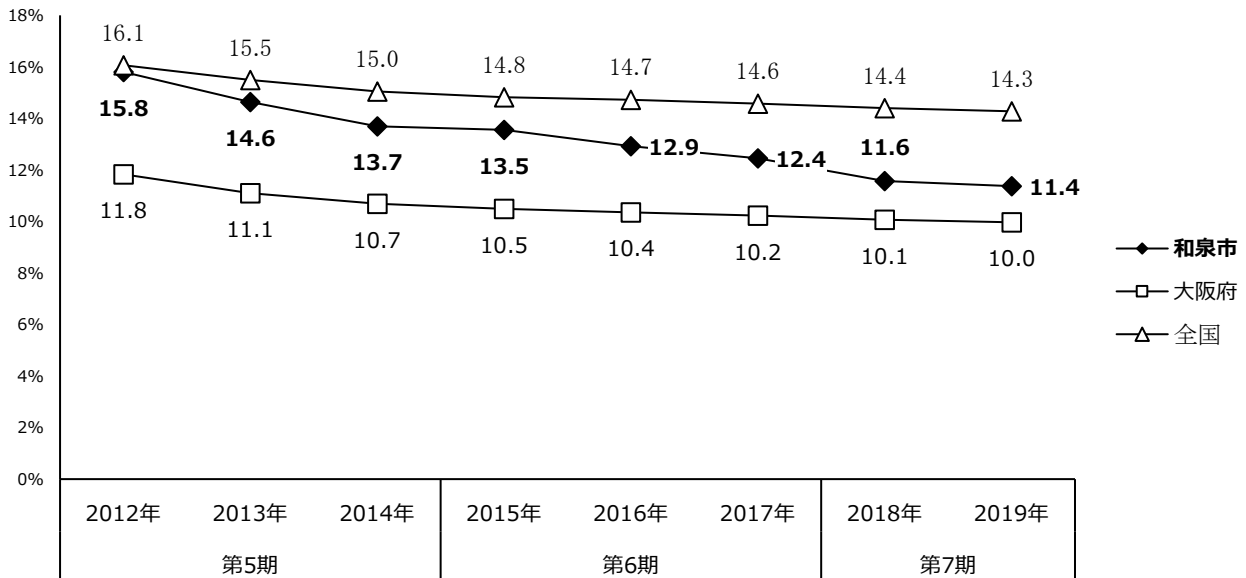
- 施設サービスの受給者は各年で増減しており、2019年で949人。
- 施設サービス受給率は2019年で11.4%と、年々減少しているが、この傾向は全国・大阪府も同様の傾向にある。
- 施設サービス受給率は、各年とも全国より低く、大阪府より高い。

施設サービス受給者の推移



資料：介護保険状況報告（各年11月月報【9月利用分】）

施設サービス受給率の推移

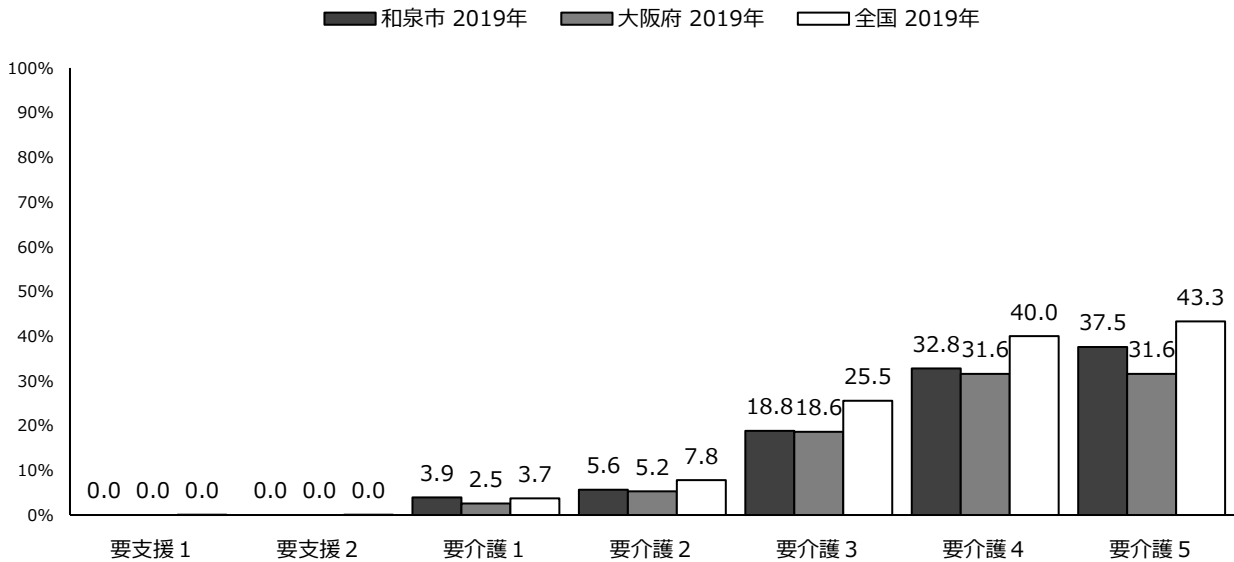


資料：介護保険状況報告（各年11月月報【9月利用分】）

※施設サービス受給率は、施設サービス受給者数を要支援・要介護認定者数で割ったもの

- 要支援・要介護度別の施設サービス受給率は、要介護1は全国・大阪府よりわずかに高くなっているが、要介護2以上は全国より低く、大阪府よりも高い状況。
- 施設の種別別にみると、各年ともに「介護老人福祉施設」の利用が最も多い。

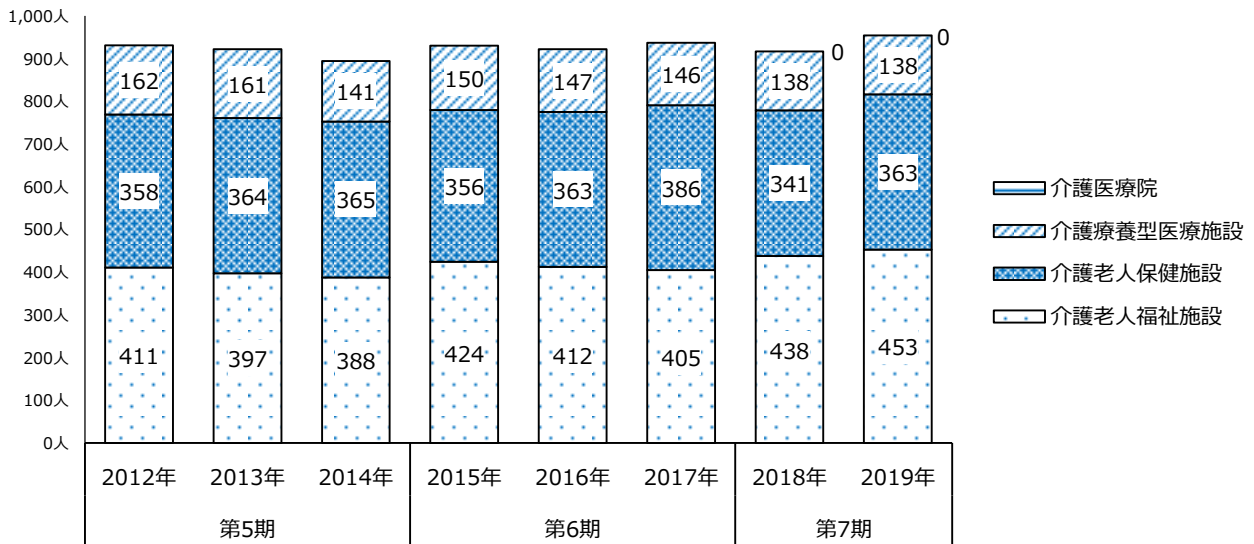
要支援・要介護度別施設サービス受給率（2019年）



資料：介護保険状況報告（2019年11月月報【9月利用分】）

※施設サービス受給率は、施設サービス受給者数を要支援・要介護認定者数で割ったもの

施設の種別別施設サービス受給者の推移



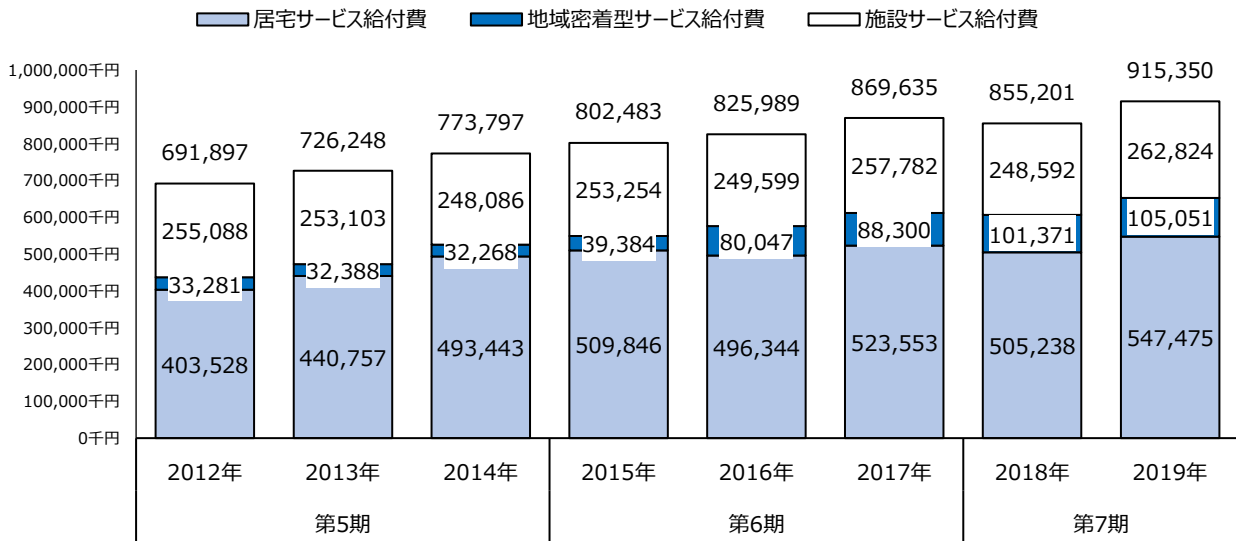
資料：介護保険状況報告（2019年11月月報【9月利用分】）

※施設サービスの利用者について、同一月に2施設以上でサービスを受けた場合、施設ごとにそれぞれ受給者数を1人と計上しますが、受給者総数には1人と計上しているため、3施設の内訳と施設サービス受給者数と合計は合いません。

(5) 介護保険サービスの給付費の状況

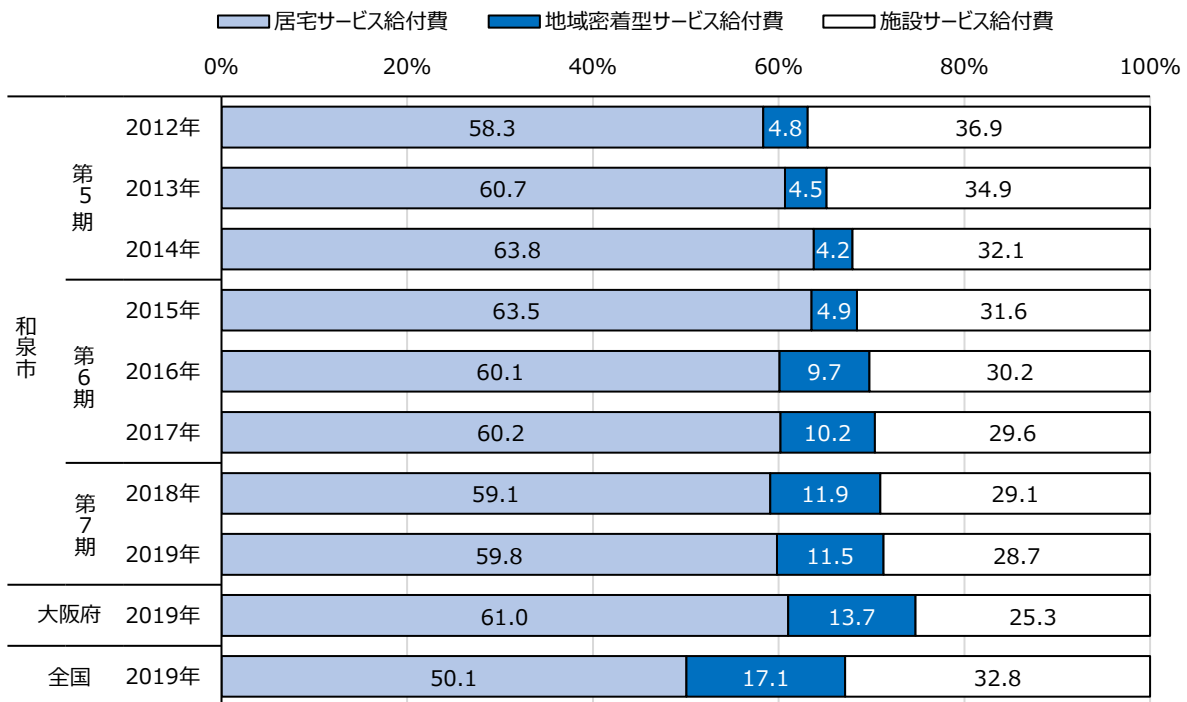
- 介護保険サービスの給付費は、2019年で9億1,535万円と、ほぼ増加傾向。
- 介護保険サービス給付費の構成比は、居宅サービスが約6割、地域密着型サービスが約1割、施設サービスが約3割。
- 構成比を全国・大阪府と比較すると、和泉市・大阪府は全国に比べて居宅サービスが多く、地域密着型サービス・施設サービスは少ない。

介護保険サービス給付費の推移



資料：介護保険状況報告（各年11月月報【9月利用分】）

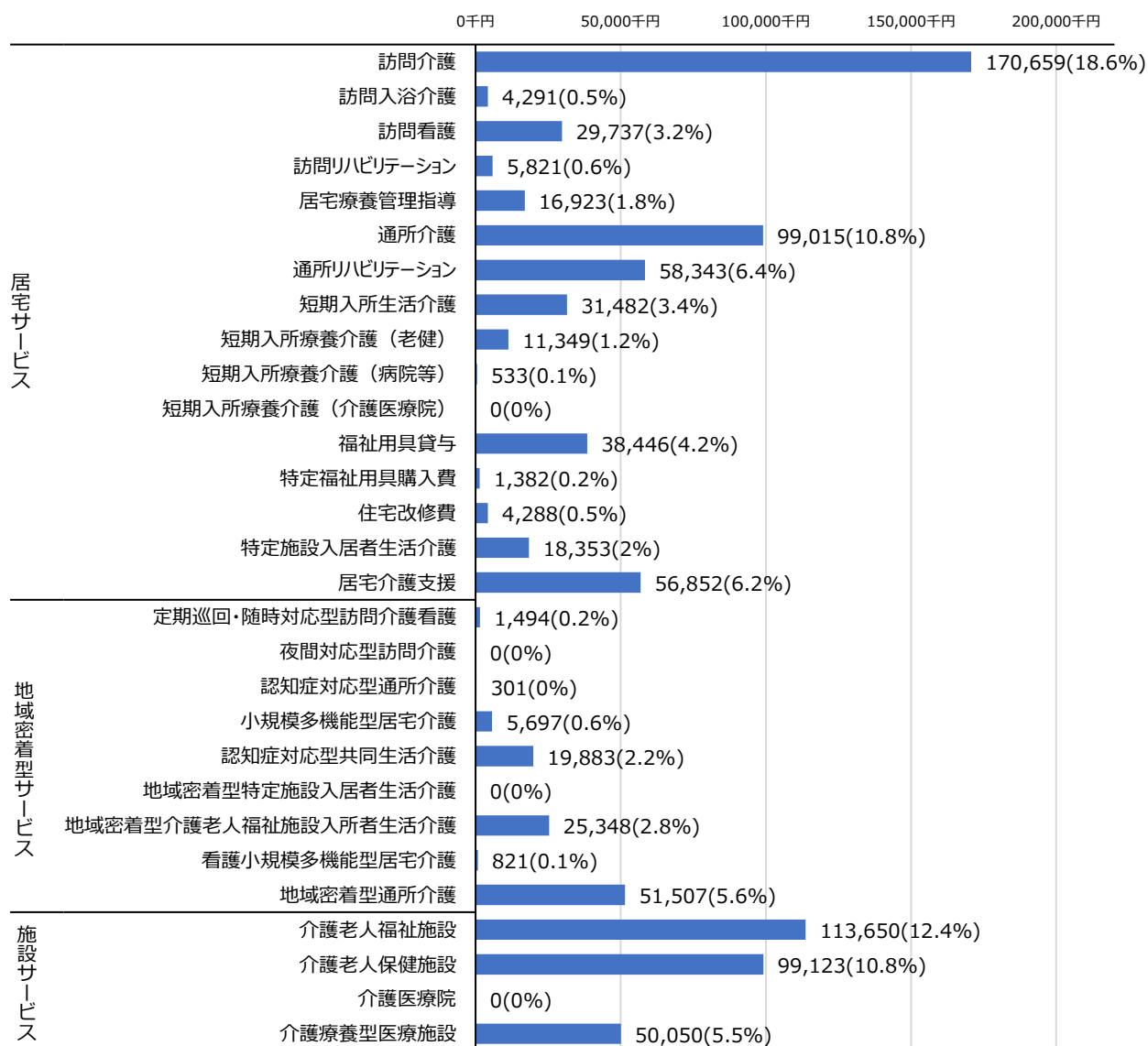
介護保険サービス給付費の構成比の推移



資料：介護保険状況報告（各年11月月報【9月利用分】）

○サービス別に給付費（2019年）をみると、「訪問介護」が1億7,065万円と全体の18.6%を占め、次いで「介護老人福祉施設」が1億1,365万円（全体の12.4%）、「介護老人保健施設」が9,912万円（全体の10.8%）、「通所介護」が9,901万円（全体の10.8%）と続いている。

サービス別給付費（2019年）



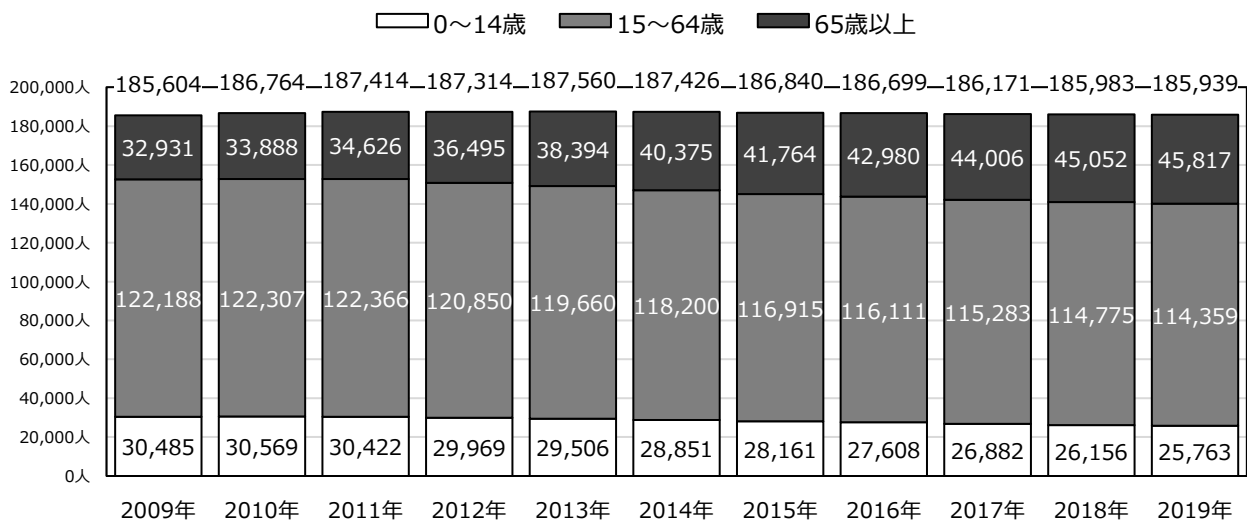
資料：介護保険状況報告（2019年11月月報【9月利用分】）

②人口推計

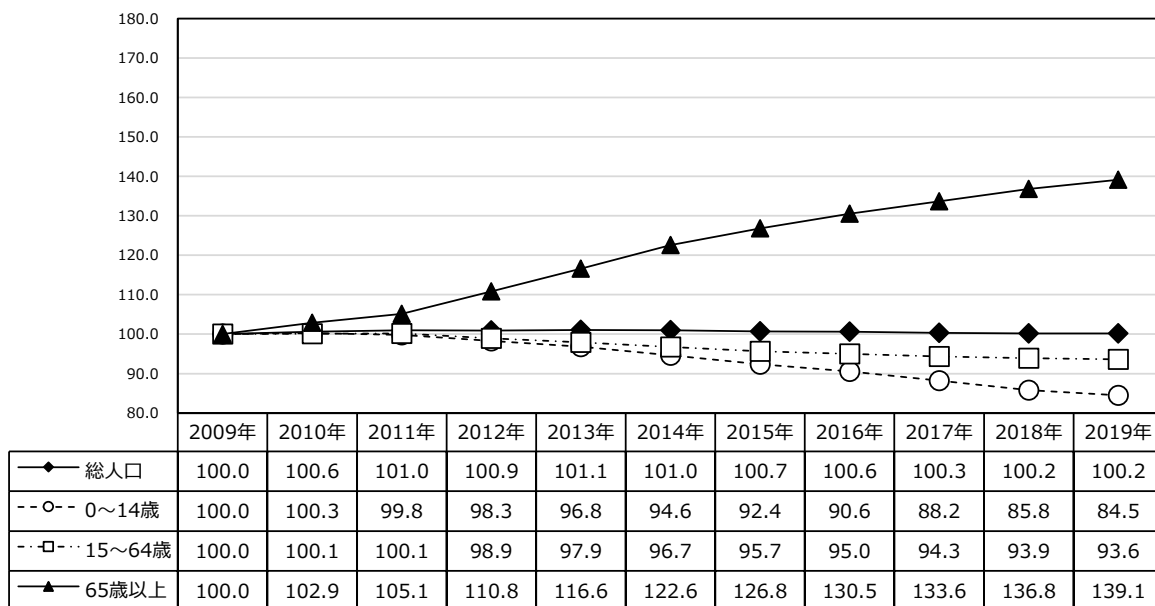
1 人口の推移

- 総人口は 2013 年をピークに緩やかに減少傾向にあり、2019 年で 185,939 人。
 ○65 歳以上高齢者は年々増加しており、2019 年（令和元年）で 45,817 人。2009 年を 100.0 とした人口指数をみると、65 歳以上高齢者は 2019 年で 139.1 と、この 10 年で 1.4 倍程度増加。

年齢 3 区分別人口の推移



2009 年を 100.0 とした年齢 3 区分別人口指数

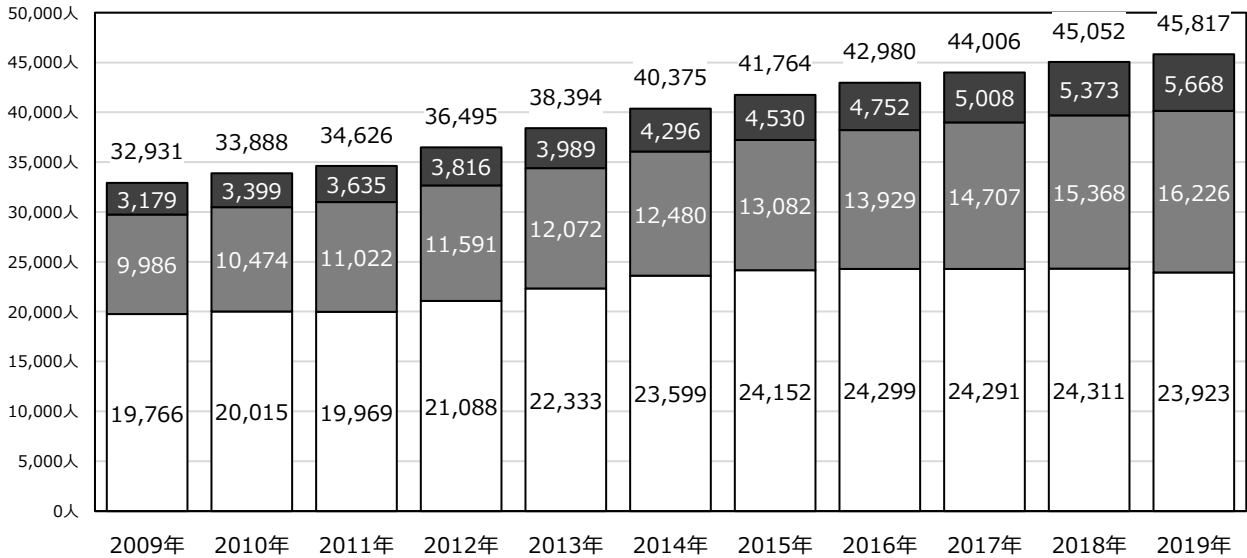


資料：住民基本台帳（各年 9 月末現在）
 ※2011 年以前は住民基本台帳及び外国人登録人口

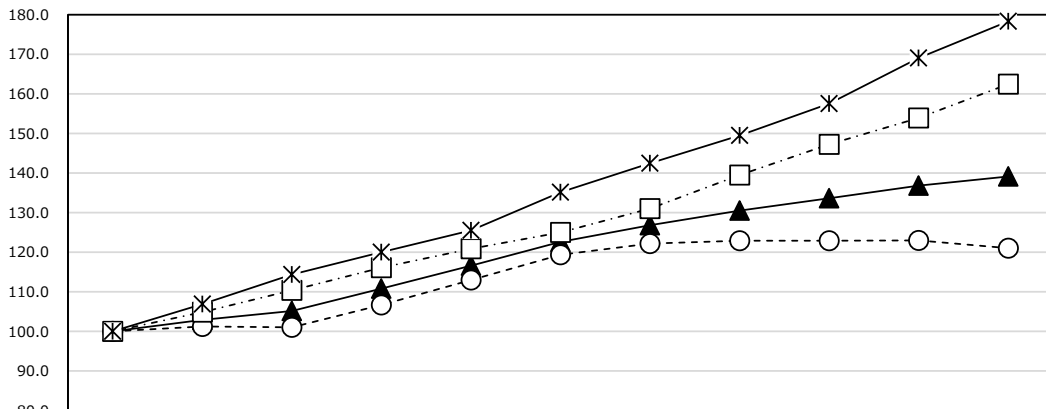
- 高齢者人口を年齢別にみると、どの区分も増加しており、2019年で65～74歳（前期高齢者）は23,923人、75～84歳は16,226人、85歳以上は5,668人。年々75歳以上の後期高齢者の占める割合が増加（2019年構成比：前期高齢者52.2%、後期高齢者47.8%）。
- 2009年を100.0とした高齢者人口指数をみると、75歳以上高齢者の増加が著しく、2019年で75～84歳は162.5、85歳以上は178.3。

高齢者人口の推移

□ 65～74歳 ■ 75～84歳 ■ 85歳以上



2009年を100.0とした高齢者人口指数

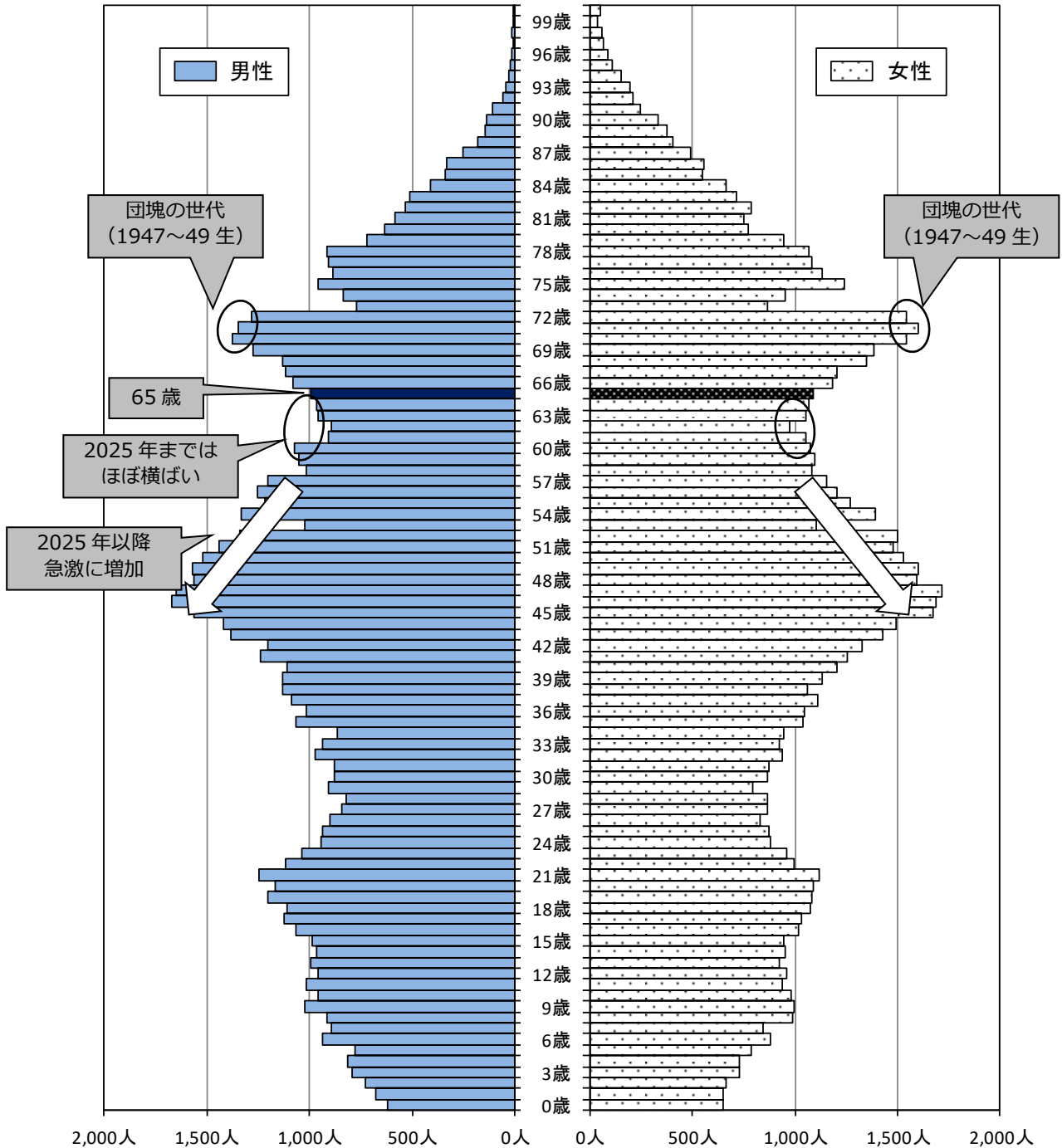


	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
▲ 高齢者	100.0	102.9	105.1	110.8	116.6	122.6	126.8	130.5	133.6	136.8	139.1
○ 65～74歳	100.0	101.3	101.0	106.7	113.0	119.4	122.2	122.9	122.9	123.0	121.0
□ 75～84歳	100.0	104.9	110.4	116.1	120.9	125.0	131.0	139.5	147.3	153.9	162.5
* 85歳以上	100.0	106.9	114.3	120.0	125.5	135.1	142.5	149.5	157.5	169.0	178.3

資料：住民基本台帳（各年9月末現在）
 ※2011年以前は住民基本台帳及び外国人登録人口

- 人口ピラミッド(男女別年齢1歳刻み人口)をみると、今後5年間で高齢期を迎える人は少ない(60～64歳人口はほぼ横ばい)。
- 2025年以降に高齢期を迎える人は徐々に増え、概ね2040年まで多くの方が高齢期を迎えると推測される。

2019年人口ピラミッド(男女別年齢1歳刻み人口)



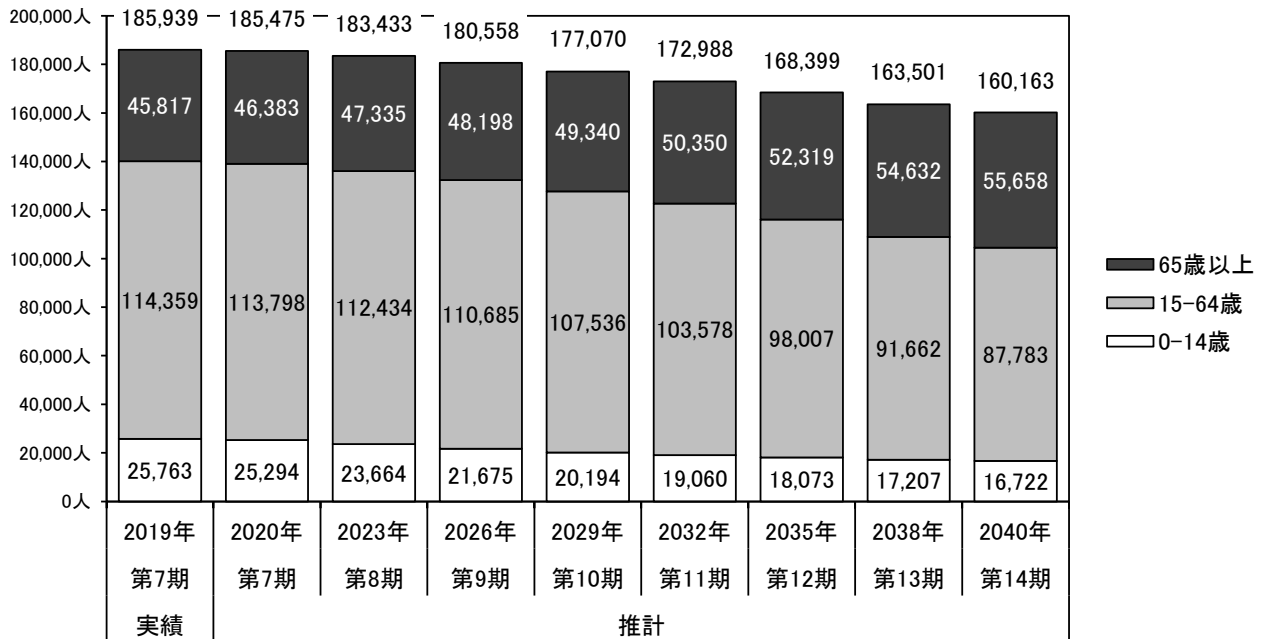
資料：住民基本台帳(各年9月末現在)

2 人口推計

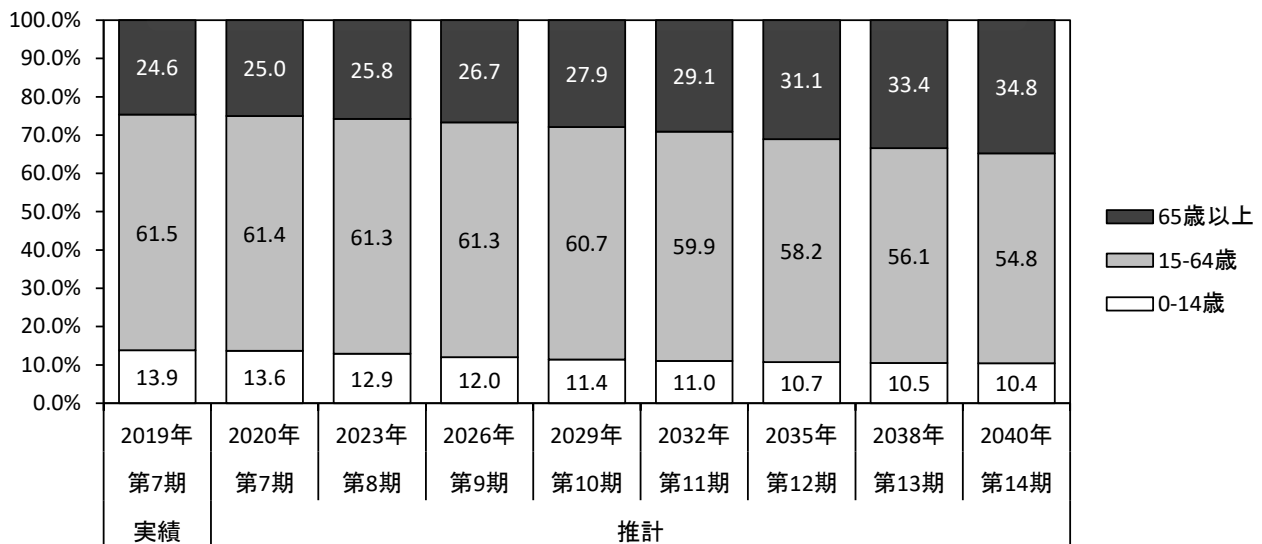
○総人口は年々減少していくと推計され、2023年（第8期計画期間末）で183,433人、2040年で160,163人。

○0～14歳（年少人口）・15～64歳（生産年齢人口）は今後減少すると推計。一方で、65歳以上の高齢者人口は今後も増加すると推計され、2040年で55,658人（高齢者割合34.8%）。

年齢3区分別人口の将来推計



年齢3区分別人口割合の将来推計



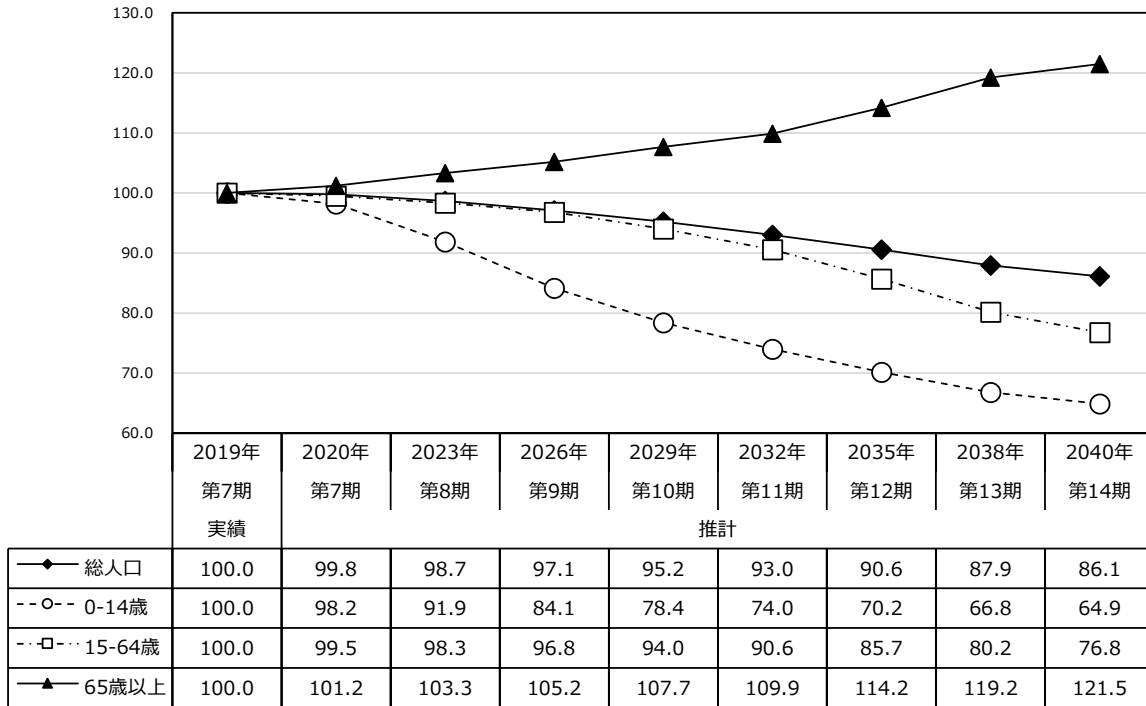
※人口推計の方法

人口推計は、2015年（平成27年）から2019年（令和元年）の9月末現在の住民基本台帳人口を使用。

手順としては、年齢1歳刻み男女別人口から各年での人口移動率を算出し、その移動率を平均化し、2040年（令和22年）まで推計（移動率は推計期間中は一定であると仮定）。

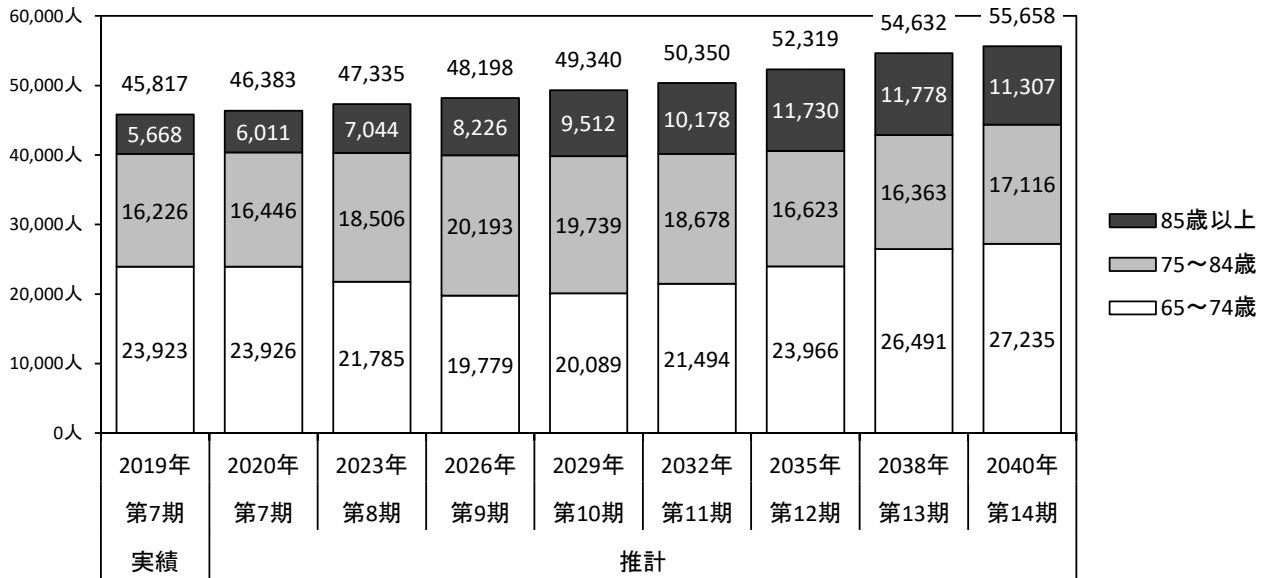
○2019年を100.0とした人口指数をみると、総人口は2040年で86.1と、年々減少するのに対し、65歳以上は2040年で121.5と、1.2倍程度まで増加すると推計される。

年齢3区分別人口の人口指数（2019年=100.0）

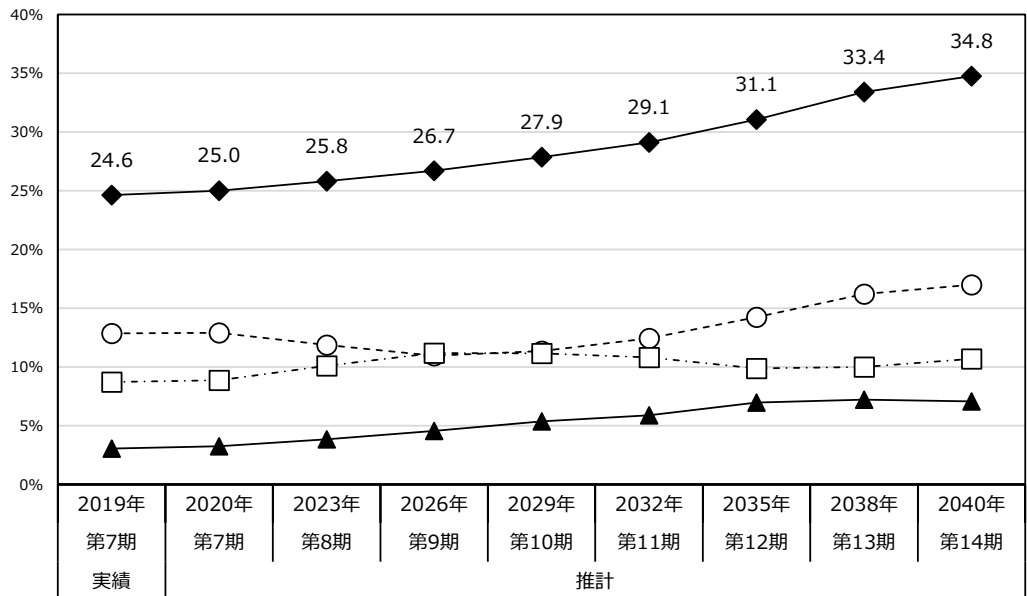


- 年齢別に高齢者人口をみると、65～74歳は概ね2026年まで減少し、その後再度増加に転じると推計される。
- 75～84歳は2026年に一旦ピークを迎え、その後は減少するものの2040年には再度増加に転じると推計される。
- 85歳以上は2038年まで増加し続けると推計される。

年齢別高齢者人口の将来推計



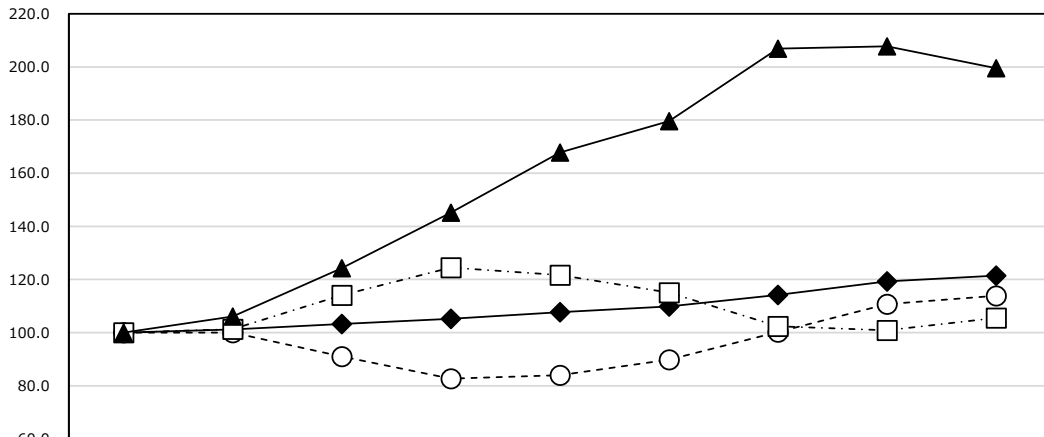
年齢別高齢者割合の将来推計



—◆— 高齢者割合 (高齢化率)	24.6	25.0	25.8	26.7	27.9	29.1	31.1	33.4	34.8
--○-- 65～74歳高齢者割合	12.9	12.9	11.9	11.0	11.3	12.4	14.2	16.2	17.0
-□- 75～84歳高齢者割合	8.7	8.9	10.1	11.2	11.1	10.8	9.9	10.0	10.7
—▲— 85歳以上高齢者割合	3.0	3.2	3.8	4.6	5.4	5.9	7.0	7.2	7.1

○2019年を100.0とした人口指数をみると、85歳以上高齢者の増加が著しく、2040年は現状の約2倍程度まで増加。

65歳以上高齢者の人口指数（2019年=100.0）

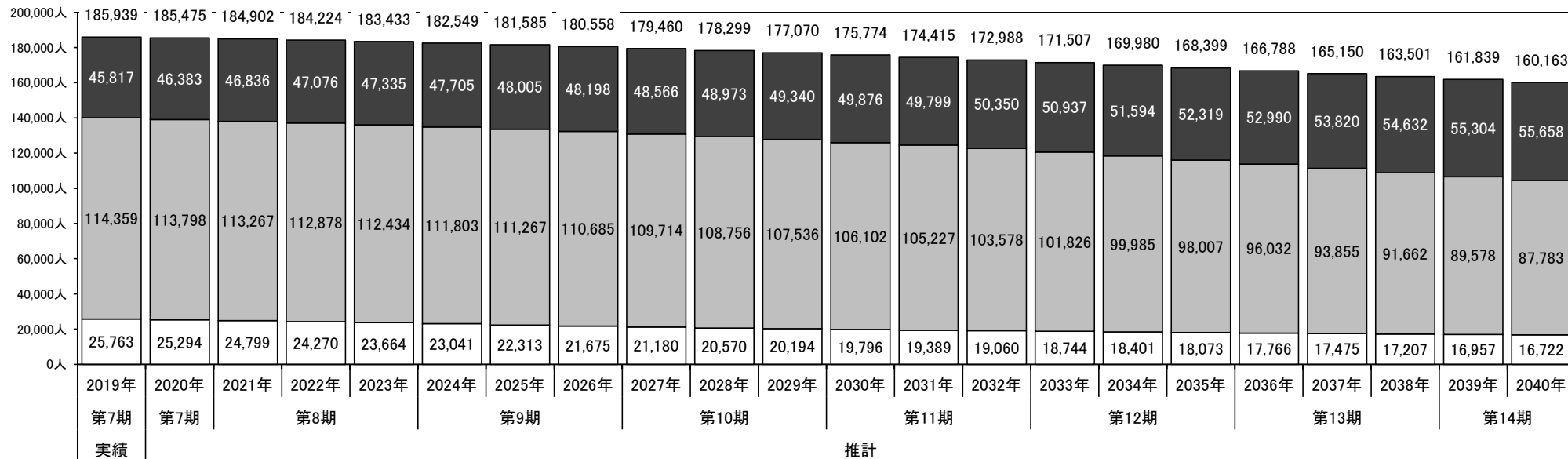


	2019年 第7期 実績	2020年 第7期	2023年 第8期	2026年 第9期	2029年 第10期	2032年 第11期	2035年 第12期	2038年 第13期	2040年 第14期
		推計							
—◆— 高齢者人口	100.0	101.2	103.3	105.2	107.7	109.9	114.2	119.2	121.5
--○-- 65～74歳	100.0	100.0	91.1	82.7	84.0	89.8	100.2	110.7	113.8
-□- 75～84歳	100.0	101.4	114.1	124.4	121.7	115.1	102.4	100.8	105.5
—▲— 85歳以上	100.0	106.1	124.3	145.1	167.8	179.6	207.0	207.8	199.5

【参考】各年別将来人口推計

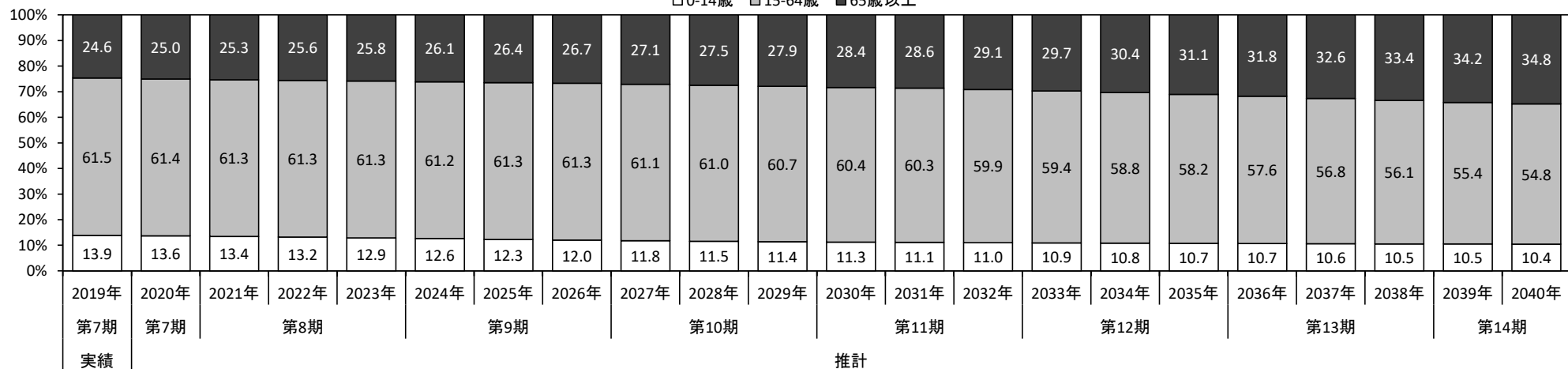
年齢3区分別人口の将来推計

□0-14歳 □15-64歳 ■65歳以上

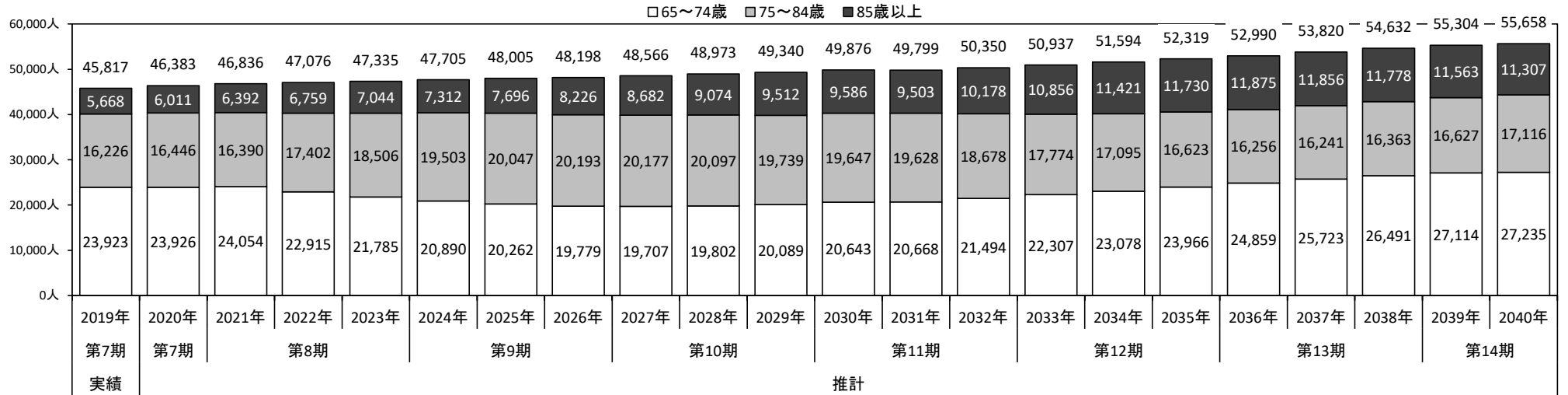


年齢3区分別人口割合の将来推計

□0-14歳 □15-64歳 ■65歳以上

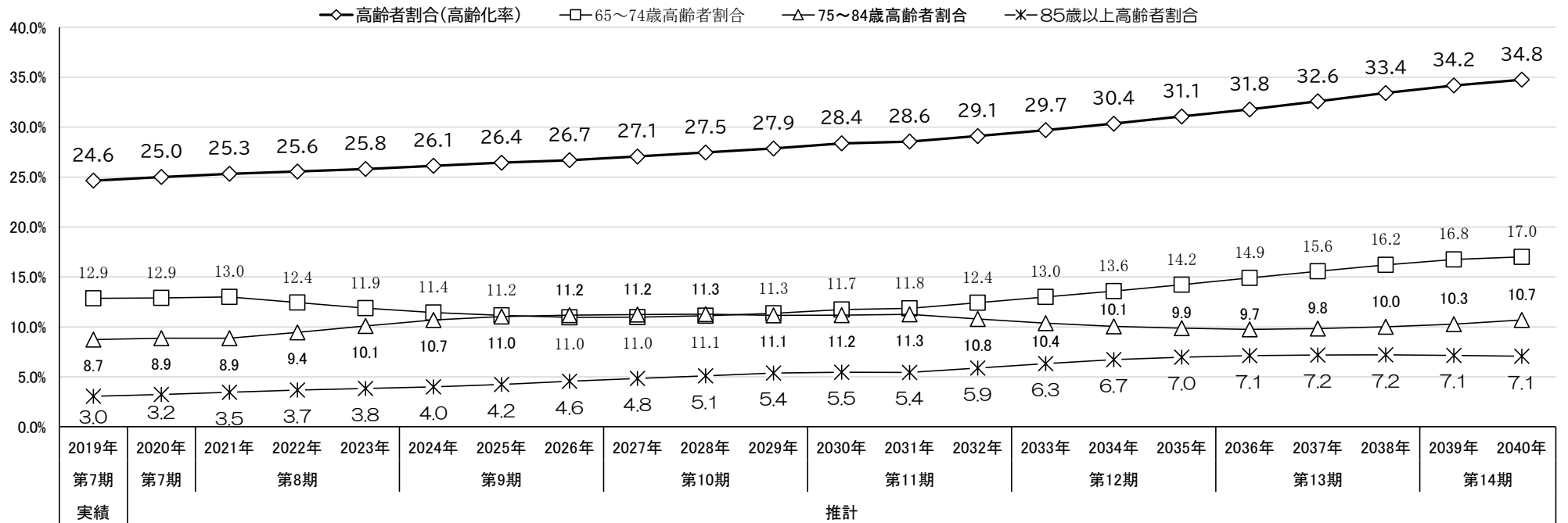


年齢別高齢者人口の将来推計



年齢別高齢者割合の将来推計

26



第8期計画の考え方と基本理念等について

①第8期介護保険事業計画の考え方について

1. 第8期介護保険事業計画策定の際の改正点とポイント

第7期計画は、団塊の世代が後期高齢期を迎える2025年をめざした計画

第7期介護保険事業計画においては、団塊の世代が後期高齢期を迎える2025年を見据え、高齢者の自立支援・重度化防止や地域共生社会の推進により、各保険者による地域包括ケアシステムの深化・推進が求められました。

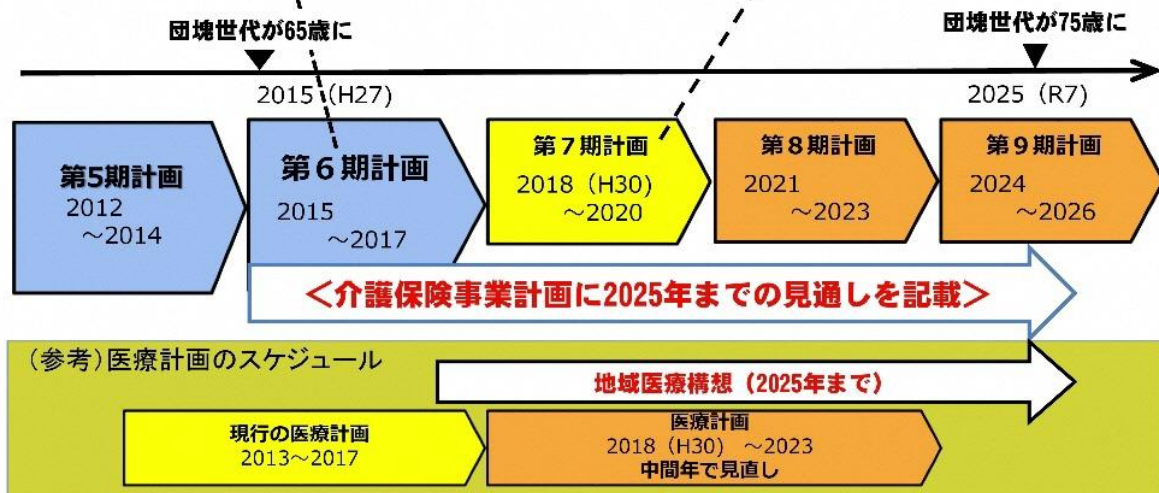
第7期介護保険事業計画の改正点

第6期計画の改正点

- 2025年に向け、第5期で開始した地域包括ケア実現のための方向性を承継しつつ、在宅医療介護連携等の取組を本格化。
- 2025年までの中長期的なサービス・給付・保険料の水準も推計して記載し、中長期的な視点に立った施策の展開を図ることとする。

第7期計画の改正点

- 介護保険の理念である高齢者の自立支援・重度化防止等に向けた各市町村の取組を推進するため、実態把握・課題分析を踏まえ、地域における共通の目標を設定し、関係者間で共有するとともに、その達成に向けた具体的な計画を作成すること。
- 平成30年度以降、計画作成・見直しのサイクルが一致となる医療計画との整合性の更なる確保。
- 「介護離職ゼロ」に向けた、介護をしながら仕事を続けることができるようなサービス基盤の整備。



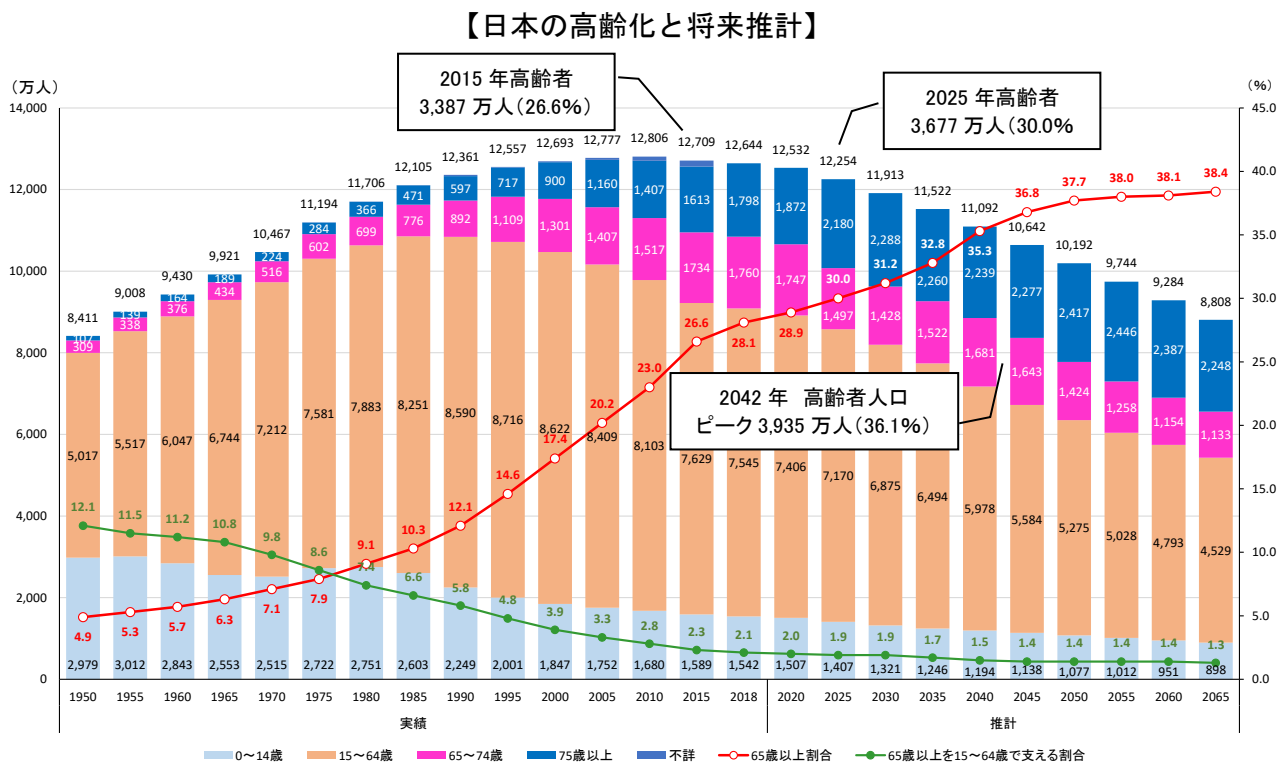
第7期介護保険事業計画に関する基本指針のポイント

- 1 高齢者の自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化の推進
 - ・介護保険の理念「自立支援・重度化防止」の重要性を追加
 - ・介護保険制度の立案・運用のPDCAサイクルの推進について新設
 - ・計画策定時のプロセスに関する記述を具体化する等により充実
 - ・制度改正を受けて、計画策定後の評価やPDCA推進の重要性を追加 等
- 2 「我が事・丸ごと」、地域共生社会の推進
 - ・地域包括ケアシステムの基本的理念との関係や重要性を追記
 - ・地域福祉計画との調和に関する記述を充実
- 3 平成30年度から同時スタートとなる医療計画等との整合性の確保
 - ・基本理念に「医療計画との整合性の確保」を新設
 - ・協議の場を通して都道府県医療計画との整合性を図る重要性を追加
- 4 介護を行う家族への支援や虐待防止対策の推進
 - ・家族支援の充実の重要性に関する項目を追加
 - ・高齢者虐待の防止の重要性に関する項目を追加
 - ・地域包括支援センターにおける相談機能の充実
- 5 「介護離職ゼロ」に向けた、介護をしながら仕事を続けることができるようなサービス基盤の整備
 - ・介護離職防止の観点を踏まえたニーズ把握の重要性
 - ・介護離職の防止に向けた介護支援専門員の資質の向上
 - ・地域包括支援センターにおける介護離職防止を支えるための相談機能の充実
- 6 その他

資料：令和2年3月10日「全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議」より作成

支援を必要とする高齢者は今後も増加していくことが想定されます。

- 日本の総人口は 2008 年に減少に転じ、長期の人口減少過程に入っています。2029 年に人口 1 億 2,000 万人を下回った後も減少を続け、2053 年には 1 億人を割って 9,924 万人となり、2065 年には 8,808 万人になると推計されています。
- 65 歳以上の高齢者人口は、「団塊の世代」が 65 歳以上となった 2015 年に 3,387 万人となり、「団塊の世代」が 75 歳以上となる 2025 年には 3,677 万人に達し、2042 年にピークを迎え、その後は減少に転じると推計されています。
- 総人口が減少する中で 65 歳以上の高齢者は、2036 年に 33.3% で 3 人に 1 人と試算されます。2042 年以降は 65 歳以上人口が減少に転じても高齢化率は上昇を続け、2065 年には 38.4% に達して、国民の約 2.6 人に 1 人が高齢者となる社会が到来すると推計されています。
- 65 歳以上人口と 15～64 歳人口の比率をしてみると、1950 年は 1 人の高齢者に対して 12.1 人の現役世代がいたのに対し、2015 年には高齢者 1 人に対して現役世代 2.3 人、2065 年には高齢者 1 人に対して 1.3 人の現役世代という比率になると推計されています。
- 2040 年に向けては、要介護者の増加は当然のこととして、さらに、1,000 万人を超える 85 歳以上高齢者が、単身者も含め、地域生活を送ることになります。それは、単に医療・介護サービスの需要が増えることを意味するだけでなく、介護は必要なくても、生活のちょっとした困りごとを抱える高齢者が増えると考えられます。

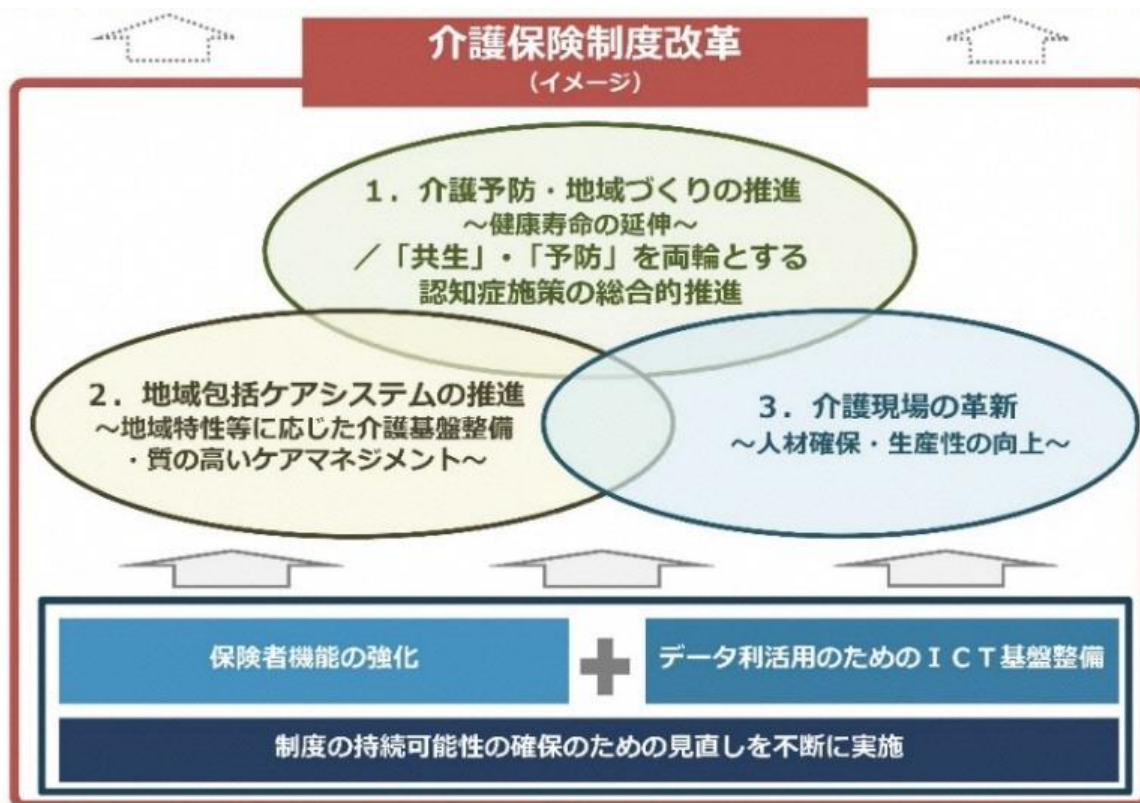


資料：2015 年までは総務省「国勢調査」、2018 年は総務省「人口推計」（平成 30 年 10 月 1 日確定値）、2020 年以降は「日本の将来推計人口（平成 29 年推計）」（出生中位・死亡中位推計）

第8期計画においては2040年を見据えた計画策定が求められています。

- 次期計画においては、2025年に向け、さらにはその先の2040年を見据えて、介護保険制度について、「介護予防・健康づくりの推進（健康寿命の延伸）」、「保険者機能の強化（地域保険としての地域のつながり機能・マネジメント機能の強化）」、「地域包括ケアシステムの推進（多様なニーズに対応した介護の提供・整備）」、「認知症施策の総合的な推進」及び「持続可能な制度の構築・介護現場の革新」の観点から、見直しを進めることが必要であるとされています。
- 和泉市では、平成30年3月に第7期の「高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」を策定しました。この計画は令和2年度をもって計画が終了するため、新たな国の動向等を踏まえつつ、これまでの取り組みの点検・評価を行い、高齢者等の意向を踏まえた新たな計画（第8期計画）の策定が必要となります。

地域共生社会の実現と2040年への備え



第8期基本指針（第8期計画において記載を充実する事項（案））

- 1 2025・2040年を見据えたサービス基盤、人的基盤の整備
 - 2025・2040年を見据え、地域ごとの推計人口等から導かれる介護需要等を踏まえて計画を策定
- 2 地域共生社会の実現
 - 地域共生社会の実現に向けた考え方や取組について記載
- 3 介護予防・健康づくり施策の充実・推進（地域支援事業等の効果的な実施）
 - 一般介護予防事業の推進に関して「PDCA サイクル沿った推進」、「専門職の関与」、「他の事業との連携」について記載
 - 自立支援、介護予防・重度化防止に向けた取り組みの例示として就労的活動等について記載
 - 総合事業の対象者や単価の弾力化を踏まえて計画を策定 等
- 4 有料老人ホームとサービス付き高齢者住宅に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化
 - 住宅型有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の設置状況を記載
 - 整備に当たっては、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の設置状況を勘案して計画を策定
- 5 認知症施策推進大綱を踏まえた認知症施策の推進
 - 認知症施策推進大綱に沿って、認知症の人ができる限り地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指すため、5つの柱に基づき記載（普及啓発の取組やチームオレンジの設置及び「通いの場」の拡充等について記載。）
 - 教育等他の分野との連携に関する事項について記載
- 6 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化の取組の強化
 - 介護職員に加え、介護分野で働く専門職を含めた介護人材の確保の必要性について記載
 - 介護現場における業務仕分けやロボット・ICTの活用、元気高齢者の参入による業務改善など、介護現場革新の具体的な方策を記載 等
- 7 災害や感染症対策に係る体制整備
 - 近年の災害発生状況や新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、これらへの備えの重要性について記載

資料：令和2年3月10日「全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議」より作成

2. 計画の位置づけ

(1) 2025年、2040年を見据えた地域包括ケア計画と位置づけ

介護保険事業計画は、第6期計画から「地域包括ケア計画」として位置づけられ、2025年度（令和7年度）までの各計画期間を通じて地域包括ケアシステムを段階的に構築することとされています。

第8期計画においては、第7期計画での目標や具体的な施策を踏まえ、2025年（令和7年）をめざした地域包括ケアシステムの整備、さらには現役世代が急減する2040年（令和22年）の双方を念頭に、高齢者人口や介護サービスのニーズを中長期的に見据え、策定していきます。

(2) 法的根拠

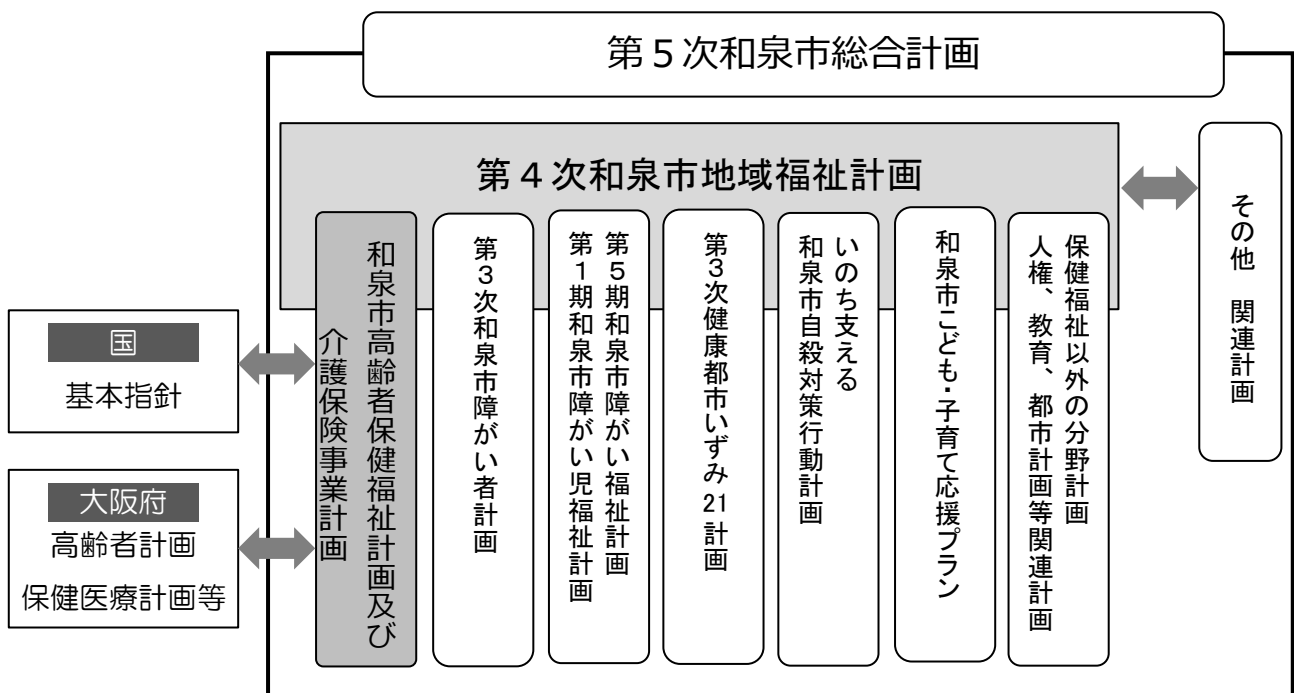
本計画は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8の規定に基づく市町村老人福祉計画です。

また、介護保険法（平成9年法律第123号）第117条の規定に基づく市町村介護保険事業計画であり、厚生労働大臣が定める「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」などに則して策定していきます。

(3) 他計画との関係

本計画は、「第5次和泉市総合計画（2016年～2025年）」を最上位計画に位置づけるとともに、福祉の上位計画として位置づけられた「第4次和泉市地域福祉計画」をはじめ、「第3次和泉市障がい者計画」や「第3次健康都市いずみ21計画」等の関連計画と整合を図り、策定します。

また、大阪府の「大阪府高齢者計画」や「大阪府保健医療計画」等、大阪府計画との整合性を図ります。



3. 計画の期間

第8期計画の期間は、2021年度（令和3年度）から2023年度（令和5年度）までとします。

また、地域包括ケア計画の目標年次である2025年度（令和7年度）及び2040年度（令和22年度）を念頭に置き、計画を策定します。

2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)
第7期計画			第8期計画			第9期計画		
			2025年度・2040年度を見据えた計画					

4. 計画の策定体制(策定プロセス)

計画策定にあたっては、次に挙げる方法等により、学識経験者、医療・保健関係者、各種団体、福祉関係者、被保険者代表者等の参画のもとに、可能な限り幅広い意見の聴取と、施策に対する広報・啓発に努め、策定を行っていきます。

①計画の審議を行う介護保険運営協議会の開催

介護保険事業の運営については、幅広い関係者の協力を得て、地域の実情に応じたものとする事が求められています。

第8期計画の策定にあたって、「和泉市介護保険運営協議会」において、学識経験者、医療・保健関係者、各種団体、福祉関係者、被保険者代表者等の参画を得ながら策定していきます。

②アンケート調査等による市民等の意識の把握

65歳以上の高齢者や要支援・要介護認定者、サービス提供事業者、ケアマネジャーを対象に、令和2年3月にかけてアンケート調査を実施し、第8期計画の見直しのための基礎資料として活用していきます。

③市民の意見公募

計画策定の過程をお知らせするとともに、市ホームページ等によりパブリックコメントを実施する予定としています。

②第8期計画における基本理念、基本目標及び体系について

1. 計画の基本理念(案)

全国的に人口減少、少子高齢化が進む中、本市も徐々に人口減少・少子高齢化が進んでいる状況にあります。2025年（令和7年）に団塊の世代が後期高齢期を迎えることから、今まで以上に支援を必要とする高齢者が増えていくと考えられます。

第7期介護保険事業計画では「地域で取り組む“共に助け合い 共に支え 共に生きるまち・和泉”」を将来イメージに掲げ、すべての高齢者が最期まで笑顔で暮らせるまちづくりを市民・団体・事業所等と協働で取り組んできました。

本市は、医療・介護連携をはじめ、地域における支え合いの仕組みを行政のみならず、多様な人たちと協働で進めてきました。また、「いきいきいずみ体操」をはじめとした介護予防活動は徐々に広がりを見せ、おたがいさまサポーターといった新たな福祉の担い手も増えている状況にあります。

このような本市の特性（強み）をさらに深化・推進することはもちろんのこと、高齢者のみならずすべての市民が「支える側」と「支えられる側」に分かれるのではなく、つながりと役割をもちながら活躍できる地域共生社会を実現していくことが重要です。

本計画は「地域共生社会の実現」に向け、これまでの将来イメージである「地域で取り組む“共に助け合い 共に支え 共に生きるまち・和泉”」を継承しつつ、以下の基本理念の達成に取り組めます。

地域共生社会実現に向けた将来像

地域で取り組む“共に助け合い 共に支え 共に生きるまち・和泉”

地域共生社会実現に向けた基本理念

- 人かがやき、心身ともに健やかな状態で、自分で健康をつくることのできる市民を増やし、人生を豊かに送る活動的な75歳をめざします。
- 健康寿命を延ばし、元気な85歳をめざします。
- 超高齢社会に向けて、地域包括ケアを充実させ、お互いに交流し、助け合い、要介護状態になっても住み慣れた地域で、安心して生きがいと役割を持ち、支え合いながら、共に生きるまちをめざします。
- 誰もが望む場所で、最期まで笑顔で暮らせるまちをめざします。

2. 第8期計画の基本目標(案)

基本目標1 健康寿命の延伸、重度化防止に向けた取り組みの推進

いくつになっても心身ともに自立し、健やかで質の高い生活を送ることができるよう、生活習慣病の発症予防と重症化予防に取り組むとともに、市民一人ひとりの健康づくり活動を支える地域力の向上に努め、健康寿命の延伸をめざします。

また、高齢者の要介護（要支援）状態になることの予防、要介護（要支援）状態の軽減・悪化防止に向け、各種介護予防事業の推進と、高齢者のリハビリテーションの推進に努めます。

基本目標2 高齢者の尊厳に配慮したケア対策の推進

高齢化の進展に伴い、今後認知症を有する人が増えることから、「共生」と「予防」を車の両輪とし、認知症になっても希望をもって日常生活を過ごせる地域づくりをめざします。

また、高齢者に対する虐待や高齢者を狙った犯罪等を未然に防ぎ、すべての高齢者の尊厳が損なわれることがないように、権利擁護の推進に努めます。

基本目標3 地域におけるネットワークの構築

地域包括ケアシステムの推進には、「医療」「介護」「介護予防」「住まい」「生活支援」等を担う多様な機関・団体等がつながり、密に連携しながら高齢者を支える体制の構築に努めます。

また、ひとり暮らし高齢者をはじめとした高齢者のみの世帯が増えていることや、近年全国各地で大規模災害が発生していることから、地域による助け合いや支え合い、見守り体制を市民と協働のもと、進めていきます。

基本目標4 生きがい・安心のある暮らしの実現

本市に住む高齢者誰もがいきいきと、生きがいを持って活躍している姿は、まちの活性化と発展につながるだけでなく、若い世代にとっても将来への安心へとつながります。

高齢者一人ひとりの「興味」「感心」「意欲」に応じた様々な場や機会の充実を図り、高齢者の生きがいづくりの促進に努めます。

また、高齢者やその家族が安心した生活を送ることができるよう、各種生活支援の充実に努めます。

基本目標5 介護サービスの質の向上と介護保険事業の適正な運営

要介護状態等の軽減及び悪化の防止、安心した日常生活の充実に向け、高齢者一人ひとりの生活実態や自立支援、ニーズに即したケアマネジメントの充実に努めるとともに、サービスを利用する人が不利益となることがないように、各種相談支援・情報提供に努めます。

また、高齢者支援に関わる様々な事業者や専門員、担い手等が抱える問題や課題の解消につながるよう、相談支援をはじめとした各種支援体制の充実に努めます。

要介護認定やサービス利用などが適切に行われるよう、介護給付の適正化に努めます。

3. 第8期計画の体系(案)

